

衆議院 環境委員會議録第七号

令和元年五月三十一日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 秋葉 賢也君
 理事 伊藤信太郎君 金子万寿夫君
 理事 武村 展英君 とかしきなおみ君
 理事 堀内 詔子君 生方 幸夫君
 理事 小宮山泰子君 古屋 範子君
 理事 秋本 真利君 勝俣 孝明君
 菅家 一郎君 木村 弥生君
 笹川 博義君 高橋ひなこ君
 津島 淳君 中谷 真一君
 百武 公親君 福山 守君
 古田 圭一君 三浦 靖君
 務台 俊介君 神谷 裕君
 長尾 秀樹君 堀越 啓仁君
 山本和嘉子君 横光 克彦君
 西岡 秀子君 屋良 朝博君
 富田 茂之君 田村 貴昭君
 細野 豪志君

環境大臣 原田 義昭君
 厚生労働大臣政務官 新谷 正義君
 環境大臣政務官 勝俣 孝明君
 環境大臣政務官 菅家 一郎君
 防衛大臣政務官 鈴木 貴子君
 政府特別補佐人 更田 豊志君
 (原子力規制委員会委員長) 船越 健裕君
 政府参考人 津島 淳君
 (外務省大臣官房参事官) 山本和嘉子君
 政府参考人 中谷 真一君
 (厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官) 神谷 裕君
 政府参考人 津島 淳君
 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉永 和生君

政府参考人 (資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 松山 泰浩君
 政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 村瀬 佳史君
 政府参考人 (環境省大臣官房政策立案総括審議官) 和田 篤也君
 政府参考人 (環境省地球環境局長) 森下 哲君
 政府参考人 (環境省水・大気環境局長) 田中 聡志君
 政府参考人 (環境省自然環境局長) 正田 寛君
 政府参考人 (環境省総合環境政策統括官) 中井徳太郎君
 政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 山田 知穂君
 政府参考人 (防衛省地方協力局長) 中村 吉利君
 環境委員会専門員 関 武志君

委員の異動

五月三十一日
 辞任 補欠選任
 武部 新君 中谷 真一君
 山本和嘉子君 神谷 裕君

同日 辞任 補欠選任
 中谷 真一君 津島 淳君
 神谷 裕君 山本和嘉子君

同日 辞任 補欠選任
 津島 淳君 武部 新君

五月二十二日

同日

石綿による健康被害の救済に関する法律の抜本的改正等に関する請願(田村貴昭君紹介)(第一〇九二号)
 (第一〇九七号)
 同(高橋千鶴子君紹介)(第一〇九二号)
 同(畑野君枝君紹介)(第一〇九三号)
 同(藤野保史君紹介)(第一〇九四号)
 同(宮本徹君紹介)(第一〇九五号)
 同(本村伸子君紹介)(第一〇九六号)
 動物虐待事犯を厳正に処罰するために法の厳罰化を求めることに関する請願(井野俊郎君紹介)(第一〇九七号)
 同(山崎誠君紹介)(第一二二四号)
 は本委員会に付託された。

五月二十二日

「動物の愛護及び管理に関する法律の改正に関する陳情書外六件(千葉県船橋市海神一の一〇の二二 篠原啓泰外十名)(第一一七号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
 環境の基本施策に関する件
 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件
 動物の愛護及び管理の推進に関する件

○秋葉委員長 これより会議を開きます。

環境の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房参事官船越健裕君、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官官寄雅則君、厚生労働省大臣官房審議官吉永和生君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長村瀬佳史君、環境省大臣官房政策立案総括審議官和田篤也君、環境省地球環境局長森下哲君、環境省水・大気環境局長田中聡志君、環境省自然環境局長正田寛君、環境省総合環境政策統括官中井徳太郎君、原子力規制庁原子力規制部長山田知穂君、防衛省地方協力局長中村吉利君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
 ○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋葉委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。秋本真利君。
 ○秋本委員 自由民主党の秋本真利です。質問の機会を与えてくださった理事の皆様感謝したいと思います。
 洋上風力新法についてお伺いをしたいと思います。

洋上風力新法、促進区域がこれからまさに決まっていくわけですけれども、国が関与して促進区域を決めました、けれども、決めた後にアセスでひっかかって、そこはやはりだめだよねという事になって手戻りがあるようでは、これは国がかかわっているのに何やっていると話になるわけでありまして。
 基本計画に、経済産業大臣と国交大臣は、公募占用指針に反映すべき環境配慮に関する事項がある場合には、これを勘案して公募占用指針を定めるものとするというふうになっておりますので、アセスを相当程度ここに組み込んで、配慮するような事項があればしっかりと明示をして、そし

て、できるだけ、国が関与しているわけですから、アセスの期間が短くなるようにしていくべきだというふうに私は思っています。

この点についてどうなっているのかということ、あわせて、公募占用指針で業者が決まってしまう中で、選定されるときに、私は国土交通大臣職務官のときにこの法律にかかわったわけですから、経産省さんとまさにその議論はしましたが、価格に余り重きを置き過ぎて、低い値段を入ればそれ以外の項目が全部吹っ飛んでしまつて、下に値段を入れればそれだけで業者が決まるということでは、これはいろいろと支障があるのではないかと私は思っています。

かねてからそれを強くお願いしていましたが、結果として、価格が百二十点で、相当程度下に入れると、ほかの残りの項目で逆転することができません、はっきり言つて。

そうすると、国内産業の振興も担っている省庁ですし、あるいは外国企業が思い切つた値段で、下で入れてきて、オーステッドなどが、ああいう世界的な知見のある企業であれば、最初安い値段でやって、日本国内の企業を駆逐してから、後からそれなりの値段でやっていくとか、あるいは最初の元請の時点は全部外国の企業がとつてしまつて、その下に連なるだけが日本企業の役割になつてしまつていくことでは、これは寂しいわけでありまして、あるいは、国防上の観点からも、ある一定の海域にずっとその国の方々が長く駐留するということが、そして海底の調査も含めていろいろな形で日本の鼻先で活動ができるということ、果たして本当に国益になつていくのかという点では、価格だけで、残りの項目で全く逆転ができないというのはいかがなものかなと思つています。

それを予防するためにも、入札にするわけですが、最低制限価格を入れて、これ以上上下に行つたら欠格ですよという事項を設ける方が私はいいのではないかと。

価格の低減をそれではしないじゃないかという

ことも経産省さんが言うのはわかるんですが、普通、土木の工事や何かでも最低制限価格というものが入つていて、それより下に落つたら低入の調査があつて、基本的には大体それで失格、欠格になるんですよ。それは積算して、それ以上上下じゃ、もう普通、物理的にこれはできないだろうというところで線を引くわけですから、やはりそういうものというのは私は必要なのではないかというふうに思っています。

国交省に、最低制限価格の入れるところの積算というのはいかなるのかと言つたら、これはきちつと積み上げていけばできるということも私は確認をしました。ですから、技術的にできないということはないと思うんですね。そういったことを勘案して、どのように考えていらつしやるのか、お伺いをしたいと思います。

○中井政府参考人 お答え申し上げます。
洋上風力発電事業の実施に当たり、環境への影響に関する事業の見性を高め、委員御指摘のように、後々の手戻りを防ぐことは有意義であると考えてございます。

再エネ海域利用法におきましては、経済産業大臣と国土交通大臣が促進区域の指定をしようとするときに、あらかじめ、環境大臣は、環境保全の観点から協議を受けることとなっております。環境省といたしましては、この中で、重大な環境影響の回避、低減を図るために配慮すべき事項の有無についての確認に努めてまいります。

再エネ海域利用法の基本方針におきましては、環境大臣との協議の結果、経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用指針において反映すべき環境配慮に関する事項がある場合には、これを勘案して公募占用指針を定めるものとされてございます。

また、環境省が取り組んでおります風力発電に係るゾーニング事業の成果が活用できる海域を経済産業大臣、国土交通大臣が促進区域に指定した際に、さらなる環境影響評価手続期間の短縮及び事業者の負担の軽減を図るべく、現在、実証事業

を行つておるところでございます。

ただし、海洋環境に関する既存の情報も十分ではないことから、再エネ海域利用法の枠組みのみでは十分な環境影響の評価を行うことは難しいと考えてございまして、事業者が決まつた後に、具体的風力発電事業の計画に基づきまして、当該事業者が環境影響評価を実施することも引き続き必要と考えておるところでございます。

○松山政府参考人 お尋ねのございました事業者採択の部分についてお答え申し上げます。
再エネ海域利用法を通じて洋上風力の拡大を進めていく上では、計画的な導入とコストダウンということを通じて国民負担の抑制を図つた上で、長期的、安定的かつ効率的な最大限の導入を進めていくということが基本的な方針でございます。

その中で、この事業者の公募でございますけれども、供給価格を最も重要な要素とするにとともに、事業者が確実に実施できるかという事業の実施能力を含めた総合評価によって選定することといたしてございます。

ここで、委員からお尋ねございました産業の育成若しくは事業者の実施についての御質問の関連でございますけれども、事業者の公募占用計画の中で、事業計画や事業実績を踏まえた事業の実施能力、あと、関係行政機関の長との調整に関する事項、あと、地域経済への波及効果といった点を適正に評価していくことによりまして、日本国内での実施能力に乏しい事業者若しくは日本国内での実施の準備が整っていない事業者については、これが採択されることが難しくなることとなるのではないかと考えてございます。

また、最低制限価格の方の関連でございますけれども、私も、戦略的な入札と申しますけれども、コストを安くするだけで事業をとっていつて実施できないというところは防止しなければならぬというふうに考えてございます。こういう、実施が困難と思われるような低価格の入札ということを防止する観点から、これは国土交通省とも共

同となりまして、事業計画の信頼性という観点を設けてございます。この中で収支計画の妥当性を確認することといたしてございまして、これによりまして不当な低価格入札を排除することとしたいというふうに考えてございます。

洋上風力の国内での着実な成功を促す観点からは、一律に外資企業若しくは外資の方々への参入というものを排除することは適当ではないと考えておるところではございますけれども、委員御指摘のように、国内での産業の育成、経済への波及効果、もろもろを考えると、以上申し上げたような点を通じて、日本企業が事業の中核的な役割を担い、そして国内の産業育成につながっていくことを期待して制度の運用を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○秋本委員 次に、電力分野の低炭素化に向けて、新たな三つのアクションというものが三月に環境省から示されましたが、私は、先に申し上げますけれども、環境省さんのそのCO₂削減、地球温暖化に対する姿勢というのには、まだ不満があります。もつと規制官庁として厳しく当たるべきではないかなというふうに思っております。

例えば、アセスなんですが、環境影響評価法の規定に関する主務大臣が定める指針等に関する基本事項というものがあつて、この中で、配慮書の段階では、発電所の構造、配置に関する適切な複数案を設定することを基本とし、位置等に関する複数案を設定しない場合にはその理由を明らかにするものとするとして、基本的には、複数案を示すというのが基本なんです。

だけれども、経産省さんが出しているペーパーだと、発電所に係る環境影響評価の手引がありまして、手引の中には、この構造、配置、位置、規模に関する複数案を設定することに環境省さんの方ではなつていまして、四つのこのいずれの項目についても複数案を設定しないことができるんですよというふうに書いてあるんですよ。推進官庁だからこういうことを書くのはわか

省がこれだいいのかという話なんです。だから、やはりこれは、きちっと経産省とも議論をして、今これだけ地球温暖化が騒がれていて、CO₂削減せなあかんよねとなつている中で、環境省のこの姿勢は、私は大甘だと思つています。だから、これはやはり複数案を示さざるべきだというふうに思いますが、環境省はどのように考えていますか。

○勝俣大臣政務官 ありがとうございます。

環境影響評価の系統において、配慮書段階では、委員御指摘のとおり、位置、規模、構造、配置に関する複数案を設定することを基本といたしております。

火力発電所に関して、燃料種や発電方式等については、環境影響評価の系統開始時には事業者において決定されている場合が多く、一般に、燃料種について複数案は設定されていないのが現状であります。

しかしながら、先生御指摘のとおり、石炭火力発電所に係る環境アセスメントにおいては、その必要性及び今後のCO₂削減目標達成の道筋について審査しており、それが示されない場合には中止を求める大臣意見を述べるなど、石炭火力発電所には厳しく対応してまいりたいと思つております。

○秋本委員 今政務官がおっしゃったみたいに、是認したいという意見を出す。だけれども、とまらないものはとまらないんです、それを言つても。現実でできちゃつていくわけでしょう。だから、今言ったみたいに、複数案を示させるというふうな姿勢をやはり環境省は持つべきだということに思っています。是認できないと言っているんだからいいよねということじゃないんじゃないかなというふうに思うわけでありませぬ。

そして、続いて、同じ中に、評価の総括ということで、実効性の観点において万全とは言いがたい、あるいは、非効率な石炭火力に対する措置は十分とは言えない、目標の達成状況は良好とは評価しがたい、目標達成に向けた具体的な道筋が十

分に示された状況とは評価しがたいと、これはもうまさに自虐的に環境省は言っているわけですね。だから、現状がいいとは全く思っていないと思ふんですが、今も言った、複数案を示させないとか、姿勢がちよつと甘いんじゃないかなというふうに思っています。

その中で、電力分野における排出係数が、キロワットアワー当たり〇・三七というものを示しているわけですが、これは達成させなきゃいかぬわけですよ。これを、高度化法、四四％を達成するために、そして、それ、ちよつと時間的猶予を与えようということ、グラントファザリングというものを導入して数値を決めていくということになつていきます。

だけれども、このグラントファザリングの数値も、もし甘い数字設定をされたり、先のビジョンまで見通せなくて、単年で、短いスパンでしか目標を決めていかないということになると、事業予見性も損ないますし、投資をそこにして、じゃ、しつかりそれを達成していかうというインセンティブは私は働かなくいんじゃないかなというふうに思っています。

この高度化法を達成するための審議会というのは経産省さんの中にあるようですが、環境省としてこの審議会に強くコミットして、きちつとやれよということをもっと強く言うべきじゃないか、あるいは関与するべきじゃないかと思つていますが、環境省はどのように考えていますか。

○勝俣大臣政務官 ありがとうございます。

高度化法の中間目標やグラントファザリングのあり方については、現在資源エネルギー庁において議論が進められており、これまでもこの議論の状況に関する情報提供をいたしております。今後も、環境省として、非化石エネルギー源の利用促進施策の実施に当たって、経産省と連携を図り、必要な協力を行つてまいります。

これまで本日に秋本先生御指摘いただいたことと、審議会へのオブザーバーとしての参加についても、経産省とよく相談して検討してまいり

たいと思つています。

○秋本委員 情報提供を受けていますよつて、前からそうなんだけれども、最近やつと情報提供で、私、少し、かなり前から、一年とか半年以上前に環境省さんをお呼びしたときは、経産省さんから情報ももらつていませんという話だつたんです。それが、やつと情報ももらいました。

今、政務官から、オブザーバーとしての参加を経産省と協議したいということですが、今回の質問の事前のレクの段階で、経産省さんのこの部局に聞いたら、今年度末までに来年度の目標数値を定めていくということなんですよ。一年先ですよ。一年先のものしか示さないというのは私はおかしいと思つてますよ。

それで、もし一年ごとに細切れで示していったときに、やはりそこで達成できなかったよねということになりかねぬですし、さつきも言ったとおり、長期で示さなければ、そこにお金を投資して、設備投資等をしてそれを達成しようというインセンティブが働かなくいなると思つてますよ。

私は、経産省のこの一年ごとに示していくという姿勢は、とんでもないと思つています。もう二、三年前から私はこれを質問して、中間目標はいつつくるんですか、すぐやります、すぐやりますと言つてもう二、三年たつていて、やつと今になって、やりますと言つたら、一年先のものだけしか示しませんつて、何言つているんだという話ですよ。

ですから、環境省はこの経産省の姿勢についてどう思っていますか。こんなことで本当に達成できると思つていますか、二〇三〇年の目標を、グラントファザリングの目標数値が、もしとんでもない数値が出てきたら、これは達成できませんよ。

だから、環境省はこの経産省さんの姿勢についてどう考えているのかということ、先ほど政務官の方から、オブザーバーとしての参加を経産省さんと検討していきたいということでしたが、経産省さんとしてそれを、オブザーバーとして審議会に環境省さんの人間を受け入れることについて

はどのように考えているか、お伺いをしたいと思います。

○森下政府参考人 お答え申し上げます。

高度化法の中間目標のあり方につきましては、今委員からも御指摘がございましたように、現在資源エネルギー庁さんにおいて議論が進められておりまして、私ども、これをしつかり見ていかなければいけないというふうに思つております。

現時点では、エネ庁さんから、中間目標の設定をめぐつて現時点での素案が提示をされているという段階だということでございます。今後さらなる議論が深められていくものと認識してございませぬ。

今後、適切な中間目標の議論がなされるよう、環境省としても、経済産業省さん、資源エネルギー庁さんと連携を図りまして、必要な協力を行つてまいりたいというふうに考えてございませぬ。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、高度化法に規定がありまして、この実施の実施が環境保全に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連携し、及び協力して行つて、こうなつているところでございまして、その趣旨に沿つて対応していきたく思つております。

先ほど政務官から御答弁いただいたように、審議会へのオブザーバー参加についても、環境省さんとよく相談して、前向きに検討していきたく思つております。

○秋本委員 ぜひ、両省でしつかりと協議をして、前向きな回答が出るように、経産省さんよろしくお願ひします。

時間の関係もあるので、一つちよつと飛ばして、環境配慮契約法についてお伺いをしたいと思います。

これは、環境省が所管をしていて、しつかり再エネ、環境に配慮した形の契約をしてよね、だから、電気であれば、再エネをしつかり導入していつてよというところで、本当だったら環境省がイ

の一番に、うちがこうやってやってまっせと言わなきやいけないけれども、外務省の河野大臣から言われて、慌てて、じゃ、うちも追っかけてやりますというふうな形になりましたよね。これは、本当だったら環境省がもっと強く旗を振って、各都府に、おたくたちの都府ももっとしっかりやってよというふうな言うのが本来だというふうな思っております。

私、前回、予算委員会の分科会か何かで質問に立ったときに、こういうことをしっかりとやって、各都府に対して、取組状況を把握して、そして、もし足りなければ、もっとしっかりとやらなければならない、政府全体の調達における状況をしっかりと把握して、さっき言ったとおり、足りなければ、もっとやれと。ましてや、随より始めよ、環境省は高い数値を打ち出すべきだし、目的として掲げて達成するべきだということに思っています。

前回、しっかりと今後取り組んでまいりますということも答弁していただきましたが、現在に至るまでの間に、検討状況、あるいはどのような状況になっているのか、そして今後どうしていくのかということについて最後にお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○中井政府参考人 お答え申し上げます。

環境省では、従前より、環境配慮契約法に基づき、各都府等の契約締結状況を調査し、その整理、分析をしております。

今般、再エネ電気調達状況の把握に取り組むべく、今年度より、契約事業者の再生可能エネルギーの導入率を調査項目に追加したところでございます。

今後、政府全体の電気調達における再エネの割合を高めていくためにも、状況の把握、整理、分析を着実に進めてまいりたいと考えております。現時点で、今、調査を実施中でございます。公表時期については明確には申し上げられませんが、整理、分析ができ次第、公表してまいります。

○秋本委員 これが終わります。ありがとうございます。

○秋葉委員長 次に、堀越啓仁君。

○堀越委員 立憲民主党・無所属フォーラム、自然系国会議員の堀越啓仁でございます。

本日、質問の機会をいただきました。改めて感謝申し上げます。

それでは、きょうたくさん聞いていきたいことがありますので、質問に入らせていただきます。お願いします。

まず最初に、私のライフワークとして何度も環境委員会の中でも取り上げさせていただきましたアニマルウェルフェアについて伺いたいと思います。

現在、国の食肉検査等情報還元調査によると、二〇一七年度に食鳥処理された肉用の鶏の二十九万一千八百四十五羽、そして、採卵鶏として使われていた鶏、つまり成鶏の十八万二千八百二十羽、合計で四十七万四千六百六十五羽、すごい数字ですけれども、これが放血不良で全廃棄又は処理禁止になっていきます。

放血不良というのは、ネックカット、首を切る際に鶏が動いてしまつて、頸動脈をきれいに寸断することができず、そして放血、血を抜くことができない状況のまま、つまり生きた状況のまま、次の処理である熱処理、お湯の中に入れていってしまつて、こうすることによって、生体反応によって皮膚が当然赤くなつてしまつて、こういふ状況の鳥肉というものは市場に出回ることができませんので、これを処理、全廃棄されてしまつていく状況になっていきます。

これは、何のために殺されたのかという人道的な問題もありますが、こういう状況は、イギリスでは、こういう事態が判明した場合には、食鳥処理場の経営者は、不必要な苦痛を与えたとして有罪判決を受けている、こういう事例もあります。このときの報道によれば、鶏たちは、二分間生きのまま熱湯の中で苦しんで死亡したという調査結果が出ておりますが、やはりこれは当然日本でも

同じ時間でありまして、同じ状況であるというのには間違いなく存在しているわけですね。

そして、国内の食鳥処理場は気絶処理を行わなければならないと聞いておりまして、そのため、首を切るのに失敗する確率が高くなつていふふうな思われます。さらに、本来、湯漬け直前にそれをチェックする監視員が立っているべきですが、それができないなど、管理や意識も不十分であるということが原因の一つだと言わざるを得ない状況だと思っております。

この解決方法、たくさんあると思いますが、やはり意識をしっかりと高めていくということ、そして監視を増員させるなど、当然必要だと思えます。こういったことで、欧米では、施設自体を失敗がより少ない施設へと更新していくことでこれらの事例は大幅に減らしていくことができるわけですね。

そこで、いつも私が比較し取り上げているOIEの動物福祉規約の七の五章には、動物の屠畜の部分には、意識ある又は生きた鳥が液体加熱タンク処理装置に入ることがないように最大限の努力が払われるものとすると禁止事項に強く訴えられているわけですが、先ほどお話しさせていただきました事象は、これはもう動物愛護管理法に違反しているかと私は考えています。しかし、現在、この日本では、放血不良で苦しんで死んだ鶏の数が過去十年間見ても減少していません、変わっていない。先ほどお話しさせていただきました、二〇一七年度には四十七万羽が熱湯に生きたまま入れられて、苦しみながら死んでしまつて、そしてそれが食べられるわけではなく廃棄されてしまつて、こういう事態がまさに今起こっています。

この食鳥処理場の中で起こっていること、環境省は厚生労働省の管轄であるというふうな言われておりますが、厚生省は、過去の委員会答弁の中で何度も、動物福祉に関しては環境省の所管だ、つまり、責任は環境省にあるんだ、そういうことを訴えております。

放血不良は、先ほどお話しさせていただきました

したけれども、非常に人道的な観点から見てもこれは看過できるようなものではないと、国際基準に照らし合わせても、現在の国内法違反であるものとして、これはゼロにするべきだというふうな思っております。

しかも、このように死んだ鶏が市場に出回らないというところは、別の観点からいえば、先日も食品ロス削減推進法が可決いたしました、私も消費者問題特別委員会の中で質問に立たせていただいたり、決議文を各党根回しをさせていただいて提出させていただいたという観点からありますので、こういった観点からもやはりこれはゼロにしていくべきだというふうな思っております。

この件について、環境省として改善の意思はあるのか、さらに、現在も連絡会議等を行つておりますけれども、各関係都府と連携をして早急に改善に取り組むべきだと思っておりますが、環境省の見解を伺いたいと思います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

環境省では、動物愛護管理法に基づきまして、産業動物の適正な取扱いを確保するために、飼養者等が遵守すべき産業動物の飼養及び保管に関する基準を定めるとともに、動物を殺処分しななければならない場合については、その動物にできる限り苦痛を与えない方法によることを動物の殺処分に関する指針において定めておるところでございます。

また、産業動物への対応につきましては、関係都府との連絡会議を設けて、情報共有等を通じてその連携を図つておるところでございます。御指摘のございました廃棄処分になる鳥の放血不良の件につきましても、定期的に実施してございます関係都府との打合せにおいて情報共有されるところでございます。

引き続き、産業動物の適正な取扱いが浸透していくよう、関係都府との密な連絡体制を確保してまいりたいと考えております。

○堀越委員 正田局長、ありがとうございます。動物福祉に対して大変理解していただいている

局長でございますので、これからの連絡会議の中で、実効性が保たれる、そういった制度をしっかりとつくっていただきたいというふうな思っています。

この食鳥処理場での処理の方法に関して、やはりこれはもう一度改め直さなければいけないというふうな思っております。

やはり、意識を失わせていない状況の中で、ベルトコンベヤー式に運ばれる装置の中に足をひっかけて、そして運ばれるという状況では、当然鶏はばたいた動きますから、ネックカットが失敗するということは当然考えられるわけでございます。

ので、まず、これは作業をされている方々の精神的な負担、身体的な負担、労務負担を軽減するということにもつながりますし、そして、さらに動物福祉も保たれ、さらに生産性の向上にもつながる。これは、農林水産だけではなく、厚生労働省、環境省、全てにとつて、各関係省庁にとつてウイン・ウインになることにつながると思っています。

そして、更に言えば、EPAの中で求められておりますけれども、アニマルウェルフェアに対してしっかりと取り組んでいかなきゃいけない、これはもう世界の潮流ですので、日本の畜産業、一次産業を守っていくためにも、これはやはりアニマルウェルフェアに取り組んでいかなきゃいけないということにもつながりますので、そこを牽引していくのが私は環境省であると思っております。引き続き、これは実効性の保たれるものに変えていただかなければいけないというふうな思っております。

そして、この放血不良のように、改善策が十分あるにもかかわらず、なかなか改善してこない、これは産業動物の現場には多々あるように見受けられております。この不適切な飼養管理についてはどうしても見過ごされている部分があると思っております。屠畜場では、長時間水が飲めないこと、あるいは絶食、絶水の強制で羽を抜かれてしまう、不適切な淘汰方法など、数多く見受けられます。

幾ら動物取扱業から産業動物を除外しているからといつても、この動物法遵守徹底、周知徹底は環境省の役割であると考えております。これはやはり、この不適切な飼養管理についても、注意喚起、何も指導しない、これはあってはならないことだと思っております。残念ながら、環境省策定の産業動物の基準は曖昧で、十億頭の動物について規定するには余りにも短いものになっていて、それを見ても、実際に何をすれば、わからないという現場は私はあると思っております。

この中で、しかし、そうはいっても、広い世界ですから、私も何度も言っておりますけれども、畜産動物の福祉に関しては、やはり国際基準のOIEの基準というのがもととも存在しますので、この基準をしっかりと遵守していくということは非常に重要なことだと思っております。

このOIEの基準の中で、採卵鶏についてはまだ確定しておりませんが、そのほかの畜種、輸送、屠畜、豚コレラのような防疫対応時の殺処分について、詳細に記載された、しかも科学的根拠を伴った基準があります。

先日、農林水産委員会における私の質問に対して農水省は、このOIEの動物福祉規約について、批准したときに、各都道府県に対して、OIE基準の精神にのっとりやるようにということ周知を徹底していると明言されました。

同じように、動物福祉等に関しては、動物愛護担当職員の知っているべきものであるというふうな思っています。しかし、私が把握している限りでは、このOIEの動物福祉規約を各都道府県の動物愛護担当職員はなかなか熟知されていないという状況があると思っております。

今後、このOIEの動物福祉規約に対して、講習会を行うかどうか、あるいは資料をしっかりと配付して意識向上を図るかどうか、そういったことが私は必要だと思っております。図るべきだと思っております。この件について環境省の見解を伺いたいと思っております。

○正田政府参考人 お答えいたします。

環境省におきましては、毎年、地方公共団体の担当職員が動物愛護管理をめぐる課題や基本的考え方等の専門的知識を習得できるように、動物愛護管理研修を行っているところでございます。

引き続き、こういった研修を通じて、地方公共団体の職員の専門性向上のための研修の実施等に努めるとともに、あわせて、こうした場を活用いたしまして、御指摘ございましたOIEの動物福祉規約等の国際的な動向につきましても周知に努めてまいりたいと考えております。

○堀越委員 ぜひこれも更に広げていっていただきたいと思っております。

動物愛護法は、畜産関係、屠畜関係となると、各都道府県、厚生労働省、農林水産省、所管が分かれるところではあります。やはり動物福祉というのに関しまして、動物愛護に関しましては、唯一の法律である動物愛護法によって担保されるものであって、それを所管する環境省の仕事というのは私は大きいと思っております。ぜひ私は応援させていただきたい、その立場でお願いを申し上げたいと思っております。

続きまして、ちょっと質問の順番を変えさせていただきます。かいかい掘りについて伺いたいと思っております。

かいかい掘りと外来種対策についてでございます。かいかい掘りは、池や沼の水を一時的にくみ上げて泥をさらって、魚などの生物をとって、天日に乾かすこととございますけれども、かつては、これは農業用のため池の維持管理作業として農閑期に行われていたものであります。

このかいかい掘りを実施すると、水の透明度が増し、水質の改善にもつながり、さらに、池などに放置されているごみの撤去にもつながるといふこととあります。先ほどお話しさせていただきました外來生物の駆除にもつながるわけですので、当然、生態系の改善や水生植物の管理などの対策を行えるほか、池の生態系の観察の機会として、環境教育としても効果があるというもので、昨今、全国の公園においてその実施が広がっていると

ろであります。

動物の愛護というところに関して言えばいろいろ問題もあるやに思えますが、やはり、日本の古来の生物多様性をしっかりと保存していくためには、このかいかい掘りというのは非常に重要な観点であるというふうな思っています。

これは、かいかい掘りをテーマに扱ったテレビ番組も人気が出ているというように、若干視聴率が下がってしまっているというところもありませんが、残念なんです、注目を受けているというところでもありません。

私のふるさとの大先輩である笹川委員も、大政務官の時代に、あ、今いらつしやらないですけど、テレビに出ておられましたけれども、埼玉県草加のそうか公園にある修景池で実施されたかいかい掘り作業に参加されたというところを承知してしておりますが、長靴姿で、格好いい姿を見せていただいておりますけれども、この外来種の捕獲を行った経験をお持ちと承知しております。

そこで、このかいかい掘り、やはり、これから私は外来種対策として更に行っていく必要があると思っておりますし、やはり現在問題となっている海洋プラスチックの問題からしても、私も地元で河川の清掃活動等々を行っておりますけれども、農業用水やあるいは水路の方からペットボトルであるとか農業用資材が流れてきて、そしてそれがやがては海洋に行き着いてしまうという大きな問題もありませんので、こういった環境保全の観点から非常に重要だと思っております。

そこで、大臣、近年、改めてかいかい掘りの効果が注目されて、社会的反響が大きくなっておりまして、どのように認識されておられるのか、御見解を伺いたいと思っております。

○原田国務大臣 御指摘のように、かいかい掘りというのは日本の伝統的な地域の活動で、そのことが外來種の駆除や水質の保全、環境対策にも効果があると言われております。お話のように、社会的な関心も最近さまざま高まっております。

ども、この手法自体、環境省としても大変望ましいというふうにご考慮しておるところであります。

一方、かい掘りを行う際には、在来種、日本、昔からの種にできるだけ影響が出ないように、実施方法や時期を考慮するというようなことも大切だと考えております。

このような点にも配慮しながら、引き続き、かい掘りを始めとしたさまざまな手法により、各地における生態系保全の取組が一層進んでいくということをご期待しておるところであります。

○堀越委員 大臣、ありがとうございます。このかい掘りは、本当に生物多様性の観点からも取り組んでいかなければいけない。そして、環境教育、これも本当に重要なことだと思っております。

やはり、なかなか自然に触れ合うことが少なくなってきた都市の子供たちに対しては、循環の中で私たちは生きていくんだという認識を持ちづらい、そういう子供たちも今多いと思いますので、この環境教育の観点からもぜひ大きく進めていただければと思います。

時間がもう残すところあと少しになりましたので、最後の質問に移らせていただきますが、やはり、私が敬愛している自然系職員、レンジャーが活躍する尾瀬国立公園における二ホンジカの対策について伺いたいと思います。

私の地元である群馬県、福島、栃木、新潟の四県にまたがる尾瀬国立公園ですが、やはり、もう皆さん御存じのとおり、生物多様性の象徴であり、そしてさらに、自然環境豊かな国立公園になるわけですが、これまでに何度も開発の危機というものがございました。しかし、地元の皆さんや各種関連団体の皆さんの御尽力のおかげで本当にも自然豊かな、まさに自然保護の原点と言ってもいい環境が整っているわけです。

しかし、これが、今、鹿による食害というものが非常に大きな問題となっております。ミズバシヨウが食害によって壊滅的な被害を受けるといふ状況にもありますし、ニッコウキスゲを始めと

する高山植物も食べられてしまうということが起こっております。もともと鹿の生息域ではなかったんですが、これが、鹿がふえてきたことによつて、この多様性を象徴する国立公園の尾瀬の環境が、今、食害によって大変被害に遭っております。

これについて、二ホンジカ対策、この群馬県においても、国に対する政策要求として二ホンジカ対策の強化というのが挙げられておりますけれども、これは、農林水産省、さらに環境省、取り組んでいるものと承知をしておりますが、鹿侵入防止柵の設置あるいはミズバシヨウの植栽、さらには鹿の捕獲、進められていると思いますが、現在行われている具体的な内容を伺いたいので、あとは、ボランティア参加による活動も多いと思いますが、その点についてもあわせて伺いたいと思っております。

そして、さらに、鹿の食害は農林水産分野でも多く見られておりました。農林水産省として対策を講じておりますけれども、やはり、国立公園を所管する環境省は、この尾瀬国立公園に対してしっかりと連携をして取り組んでいかなければいけないという問題でもあると思いますので、この辺について、二ホンジカ対策をより実効性あるものにするべきと思っておりますが、環境省の見解を伺いたいと思っております。

○正田政府参考人 お答えいたします。

尾瀬につきましては、委員から御指摘ございましたように、一九九〇年代半ばに二ホンジカの生息が確認されて以来、二ホンジカによって湿原を始めたとする植生の攪乱が顕在化したところでございまして、尾瀬本来の生態系に影響が及んでいるところでございます。

このため、尾瀬国立公園におきましては、平成二十年度に策定いたしました尾瀬国立公園シカ管理方針に基づき、群馬県を始めとして関係機関と連携しつつ、尾瀬ヶ原や尾瀬沼において、環境省直轄の捕獲事業と植生被害の実態調査、鹿の移動経路調査などを実施してございま

す。さらに、今年度からは片品自然保護官事務所新たに鹿管理対策専任の専門員を配置いたしました。二ホンジカ対策の企画立案や調査等の実施体制の強化を図ったところでございます。

次に、ボランティア活動について御指摘がございました。尾瀬国立公園におきましては、尾瀬の自然保護に取り組んでございます尾瀬保護財団が募集する尾瀬ボランティアを始めとしたしまして、多くの方々が、さまざまな形、例えば鹿柵の設置等、こういったことに御参加いただいております。こうしたボランティア活動は、尾瀬の貴重な自然を国民の宝として大切に保護し、将来へと引き継いでいく上で重要な役割を果たしておると承知しておりますのでござい

ます。また、関係機関等との連携でございますが、環境省におきましては、平成二十一年に、関東森林管理局を始めとする関係機関、自治体等が参加する尾瀬国立公園シカ対策協議会を設置いたしました。尾瀬国立公園シカ対策方針を策定し、鹿対策の強化に取り組んでございます。

尾瀬国立公園におきまして、そこにおけます貴重な生態系を保護するため、引き続き、関係機関と連携して対策を強化してまいりたいと考えております。

○堀越委員 時間が参りました。質問を終わります。

ありがとうございました。

○秋葉委員長 次に、屋良朝博君。

○屋良委員 国民民主党・無所属クラブ、屋良朝博でございます。よろしくお願いたします。

今月十日の当委員会、米軍基地周辺の一帯河川や地下水から高濃度で有機弗素化合物、PFO S、PFOAが検出されたという問題を取り上げさせていただきました。きょうは、その後、政府、関係省庁の対応について教えていただきました。改めて質問させていただきます。

すると大変前向きな答弁をいただいております。しかし、その後も、沖縄の地元では、京都大学の調査によつて、普天間飛行場周辺住民の血液中の有機弗素化合物の濃度が全国平均値の四倍から五十三倍という、実にショッキングな報道もなされております。

飲み水、環境に対する住民の不安を考えた場合、迅速な対応が求められている事態だということに認識しておりますけれども、その後の各省庁の取組はどのように進展したのか、そして今後の対応について各省庁の御見解を教えてくださいたいと思っております。よろしくお願いたします。

○田中政府参考人 まず、一般環境中の対応について、環境省の方から御説明をさせていただきます。

これまでも御説明をさせていただいておりますが、環境省といたしましては、これまで、このPFO S及びPFOAにつきましては、水環境保全に向けた取組のための要調査項目に位置づけをいたしました。各都道府県一カ所程度の公共用水域において調査をしてきたところでございます。

また、一般環境中の化学物質の把握を目的とした化学物質環境実態調査におきましても、PFO S及びPFOAについて、全国の四十八地点で水質の残留状況の調査を実施してまいりました。

一方で、沖縄県内の米軍基地周辺の河川、地下水からPFO S及びPFOAが検出されている状況を踏まえまして、これまで沖縄県において実施してこられました水質調査の詳細ですとか今後の対応についてお話を伺いながら、環境省としての対応を検討してまいりたいと思っております。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。厚生労働省でございます。

御指摘のありましたPFO S、PFOAにつきましては、我が国の水道の水質の基準値等においては、毒性評価が定まらないこと等から、平成二十一年に、必要な情報、知見の収集に努める要検討項目とし、現在、水道水における検出状況や最新の科学的知見等の情報収集に努めているところ

でございます。

厚生労働省では、先日、先生からも御質問いただきまして、沖縄県の企業局と面談いたしました。目録値の設定等について意見交換を行ったところでございます。

有機弗素化合物については、現在、水質上の目録値は設定されておりませんが、引き続き、最新の科学的知見を収集しつつ、専門家等の意見も伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。

防衛省としての対応でございますけれども、防衛省といたしましては、米側に対して、PFOSを含まない製品への早期交換などを要請しているところでございます。米側におきましても早期の交換に向けた作業を進めているものと承知しておりますが、更にこの動きを促進するよう促してまいりたいと思っております。

また、沖縄県が要請をしている嘉手納飛行場及び普天間飛行場への立入りの調査につきましては、米側に対し、この要請を伝達し、実現に向けた働きかけを行ってまいりたいと思っております。

加えて、沖縄県から、北谷浄水場の設備改良について防衛省の補助が要望をされているところでございます。米軍とPFOSなどの因果関係は現時点では確定しておりませんが、基地周辺住民の安心、安全な飲料水の供給に寄与することから、この事業に対して防衛省としては補助金を交付することとしてまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、防衛省といたしましては、沖縄県民の皆様がPFOSなどの検出に対して不安を抱いておられることを重く受けとめており、皆様の不安を払拭できるよう、県、米側及び関係省庁と密接に連携し、対応してまいりたいと考えております。

○屋良委員 そうすると、具体的な調査をいつ実施するか、どのような範囲で、どのような方法で実施するかということについては、まだこれ

から検討していくというふうなことでよろしいのでしょうか。環境省、お願いいたします。

○田中政府参考人 お答え申し上げます。

まずは沖縄県あるいは関係機関と、現在の考え方あるいは方針などについて情報交換、意見交換を行うていくことが必要と考えておりますけれども、その上で、環境省として、必要なことがあればきちんと対応していく所存でございます。

○屋良委員 済みません。調査をなさるのかどうか、それから調査をいつごろなさるのか、また具体的に決まっていらないのであれば、大体いつごろめどづけをなさるのかということをお聞かせください。

○田中政府参考人 現時点において、いつ調査を行うか、あるいは、めどをいつつけるかということについては確定的な日はございませんけれども、沖縄県あるいは関係機関と協議をいたしまして、その対応について急いで検討を進めたいと思っております。

○屋良委員 ありがとうございます。

厚労省の御答弁で、県企業局と目録値の設定について話合いをなさるといふふうに今御答弁がありましたけれども、その具体的な内容を、今後その目録値を設定するのか、この有機弗素化合物についてですね、その辺をちょっと詳しく教えてください。

○宮崎政府参考人 お答え申し上げます。

先日、企業局の方と面談いたしました。その目録値の設定等について意見交換を行ったところでございます。沖縄県企業局さんとしての考え方を伺いしつつ、我々としても現状こういう状況だとしても更に収集に努力して検討していきたいということでお話しさせていただいております。

先日だけでももちろん結論が出るわけではございませんので、引き続き、企業局さんとは意見交換をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○屋良委員 ぜひ、目録値の設定は早期に実現す

るように頑張りたいと思っております。それによって対応がさまざま変わってくるし、対応の迅速化が図られるものだというふうに期待しております。

防衛省さんの北谷浄水場への補助金の支出、それは迅速な、まあ、迅速というか、もう三年も放置された後の対応なので評価は分かれるかと思っておりますけれども、私は多分というふうにして思っております。

前回の質問から早速対応なさって、それで、今後それをもっと広げていただければ抜本的な対策まで踏み込んでいただきたいというふうな気がしておりますけれども、前回の質問で鈴木政務官は、WHOの基準が定まっていないうえ、防衛省として判断できかねるといふふうに答弁いただきました。しかし、その結果、三年間もこの問題が放置されたというのが実態として生まれております。

この問題というのは、ストックホルム条約で廃絶すべき物質のリストに登録された有機弗素化合物、これはもう製造、使用が禁止されていて、本来ならこの物質は、我が国の国土はもとより、地球上からゼロにすべきものであるというふうに国際社会が合意しているものなんです。もうWHO基準値の有無を論じている場合ではなく、すぐさま環境浄化に向けて具体的な対応が必要だと考えるのが当然だし、それが水道水に入っているんだから、そのような迅速な対応をするというのがやはり人の道ではないかなというふうに考えるわけですから、これは環境問題なので所管する省庁にその相談をするなり、具体的な、政府としてどういふふうに対応すべきかということを考えていただかないかというのを、もう一度、鈴木政務官の御見解をいただきたいと思っております。

○鈴木政務官 今月十日の本委員会におきまして、屋良委員の方から御質問をいただきました。その答弁をさせていただきます。PFOS等は引き続きリスクに関する知見の集積が必要な物質で

あり、PFOS等が河川等から検出されたことをもって、直ちに人の健康や生活環境に係る被害等の環境保全上の支障があるとは判断できない旨を述べたものであります。

政府参考人からも先ほど答弁もありましたが、防衛省としては、米側に対するPFOSを含む製品の早期交換等の要請、また、沖縄県が要請をしている立入調査について米側に伝達、そしてまた働きかけを行うなどの取組も行っているところであります。

防衛省といたしましては、沖縄県民の皆様がPFOS等の検出に対して不安を抱いておられることを重く受けとめさせていただいております。沖縄県、米側、また、委員御指摘のとおり環境省、そしてまた厚生労働省等、しかるべき関係各位と密接に引き続き連携をしながら、防衛省として、我々としてできることをしっかりと積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○屋良委員 ありがとうございます。

一点だけ確認させていただきたいんですけれども、立入調査について米側へ沖縄県の要望を伝達した、その日時を教えてください。

○中村政府参考人 お答え申し上げます。沖縄県より要請がございましたのは平成二十……。失礼しました。

済みません、ちょっとお時間をいただけますでしょうか。申しわけございません。

○秋葉委員長 では、確認しておいてください。〔中村政府参考人「はい」と呼ぶ〕

○屋良委員 次の質問に移らせていただきます。この問題というのは、やはり、原田大臣が事態の重要性を認められて、調査が必要だという認識を表明されたわけですね。迅速な対応が必要だということも明らかになったというところと私は認識しております。地下水の汚染が見つかつた時点で、既に事態は深刻化しているのではないかとというふうに疑うのが、これは必須だというふうに考えているわけですね。

中央環境審議会の二〇一一年の答申で、地下水

汚染についてこういうふう指摘しております。

一旦地下水が汚染されると、自然の浄化作用で水質改善は困難である、健康リスクについては、直ちに人の健康への影響が顕在化されているわけではないが、飲み水に供されている地下水汚染の実態がある以上、人に対する健康影響リスクが存在する、水質汚濁防止法の目的である国民の健康保護、生活環境の保全に支障を生じさせるというふうに明記されております。

だから、私は、防衛省政務官のたゞいまの答弁、WHOの基準値がないということをもって、まだ知見の収集が必要だというふうな事象ではないんじゃないかと。既にJEGGSではPFOSについて規定が、規定というか、記載されている物質なんです。そうすると、自然にというか、もう当然のことながら、アメリカ側と交渉して、今、沖縄や、沖縄だけではないですよ、横田や山口県の岩国でも見つかっているわけですから、そのような対応をやるとするのが普通の流れだということに思っているわけですね。

地下水が汚染されているということは、帯水層など地層も汚染されている可能性が高い。沖縄県の調査でわかった地下水汚染は、もはや取り返しのつかない状態に進展している可能性もあるわけですね。

環境省にお伺いしたいんですけども、この状態で地層は一体どのようなことになっているのか、汚染の範囲が一体どのぐらいのものになっているのかということも、もし知見がございましたら、御答弁をお願いします。

○田中政府参考人 先生御指摘のとおり、沖縄県が実施された調査におきまして、米軍基地周辺の地下水の一部からPFOS及びPFOAが検出されているということは承知しております。

御質問の点でございますけれども、地下水の流向ですとか流速、それから場所、あるいは季節によつて動きが異なるということもございまして、地下水中の汚染物質の挙動は複雑でございますので、現時点の情報をもつて濃度分布などを正確に

判断するということは難しいと認識をしております。ところでございます。

○屋良委員 そうすると、これはもう可能性の世界でしかないんですけども、もしかしたら広範に及んでいるかもしれない、そこに米軍基地があるかもしれない。そうすると、そこも対象になるというのは当然想定されるものでございます。

なので、三年前から沖縄県は立入りを求め、そしてサンプリングもさせてくれというふうなことを求めているわけですけども、日米の間で既に環境補足協定というのが締結されております。このような事故が発覚した場合には、米側は速やかに通報するような、そんな取決めがなされている。その申請に対して、米側は迅速に対応する、そういうフレームワークが既にあるわけです。

なぜそれが今回使われなかったのか。外務省、よろしくをお願いします。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。PFOS及びPFOAにつきましては、関係省庁から御答弁を申し上げましたとおり、引き続き、リスクに関する知見の集積が必要な物質であると承知しております。

環境補足協定に関する立入りの手続につきましては、環境に影響を及ぼす事故が現に発生し、それにつきまして米側からの情報提供を端緒として実施されるものでございまして、同協定に基づく立入りについては、これまでも行われておりません。

同時に、外務省といたしましても、本件については非常に重要視しております。米側に対しては、PFOSを含まない製品への早期交換等を防衛省と連携して要請しているところでございまして、米側においても、そうした早期交換に向けた作業を進めているものと承知しております。

○屋良委員 今の外務省の答弁は、一つ抜けております。日本側がそのような情報をキャッチしたときには、速やかに米側に情報提供すると、これ、相互に情報交換が規定されているはずなんで

すよ。今の御答弁では、米側からの情報を受けた上で物事が動くんだというふうに受けとめられるんですけども、もう一度、その辺、よろしくお願ひいたします。

○船越政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど関係省庁から御答弁申し上げておりますとおり、米側に対しては、沖縄県を始めとして、関係の自治体の方々が本件について懸念を有していることを含めて、しっかりと伝達しているところでございます。

ただ、環境補足協定に基づく立入り手続につきましては、まだ、米側からのそうした情報提供、環境の事故が現に発生したという情報提供を端緒として実施されるものということになっておりまして、同協定に基づく立入りについては、これまでは実現していないところでございます。

○屋良委員 今の御答弁、ちょっと納得いかないんですけども、環境補足協定では相互で情報交換し合うことになっているはずなんです。引き続き、ちよつとこの問題、追及させていただきます。引たいんですけども、健康への影響がわからないからと言いつつ、環境汚染を放置したため、日本はこれまでも公害病という悲劇を生んだ過去がございます。そのような悲劇は、もう二度と繰り返してはならない。

しかも、米側は、有機物質を含む消火剤を今も持っている。交換を求めているんだけど、今現在、保有しているんですね。もし何かがあったら、やはり使うでしょう、ほかに代替物がちゃんと用意されていないければ。そのような状態を本当にずっと置いていいのかわからないことなんです。

やはり、その環境補足協定、環境省も、これは所管する省庁であるはずなんです。防衛省と外務省、特定の、防衛、外務だけがこれを運用しているわけではないと思います。飲み水の問題が発生したときには、それは厚労省も関与してくるでしょう。だから、政府を挙げてこの環境補足協定を実効たらしめるような対応をしていかないといけな

いというふうには私は思っているんですけども、その辺、米軍基地における環境管理のあり方について、環境大臣、厚労、防衛両政務官の御見解をもう一度お願いいたします。

○秋葉委員長 質疑時間が終わっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○原田国務大臣 今、各省からもしつかり答弁させていただきます。

ただ、委員おっしゃるように、米軍と日本の側との意見交換、情報提供、これが多少、やはりこれから努力せないうかぬな、そんな感じがいたします。米軍の側も、先ほどJEGGSという話がありましたけれども、それなりに体制は組んでいたおとというのには理解しておりますけれども、お話を聞きまして、何とんでも、沖縄県民の皆さんが、そういう心配から、御不安を逃れるように私ども考えないうかぬなと思っております。環境問題、何とんでも環境省が政府の中でしつかり、まずは主導権、責任と権限を持たないうかぬな、私どもも、そういうことで、委員の御意見をしつかりまた踏まえたいと思っております。

○新谷大臣政務官 お答え申し上げます。

米軍基地内における環境管理のあり方については、厚生労働省としましては申し上げます。控えるところでございますけれども、PFOS、PFOAに関しては、現在、水道水における検出状況あるいは最新の科学的知見等の情報収集に努めているところでございます。

引き続き、科学的知見を収集しながら、専門家の意見も伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木(貴)大臣政務官 防衛省といたしましては、関係省庁と連携をし、JEGGSの遵守を含め、米軍が環境保護及び安全への取組を適切に実施するように引き続き働きかけており、これらもまたあらゆる機会を捉えて働きかけてまいりたいと思ひます。

沖縄県民の皆様への不安を払拭できるよう、関係省庁としっかりと連携をさせていただきまして、頑張らせていただきたいと思います。

○屋良委員 ありがとうございます。

○秋葉委員長 屋良君、先ほどの中村局長の件については、今本省に日時を問い合わせていますので、この委員会中に、あと古屋先生かどなたかが終わったら、わかり次第、答弁はさせていただきますと思いますので、よろしくお願います。

○中村政府参考人 先ほどは失礼いたしました。

二十八年の一月に沖縄県から要望をいただきまして、米側に伝達をしましたのは二十八年一月の二十一日でございます。(屋良委員「二十一日、同じ年の」と呼ぶ) はい、さようでございます。二十八年の一月でございます。

○屋良委員 ありがとうございます。

○秋葉委員長 次に、古屋範子君。

○古屋範子委員 公明党の古屋範子でございます。

本日は、動物愛護管理をめぐる諸課題について質問をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

犬や猫などの動物虐待、悪質なブリーダーによる劣悪な環境下での飼育など、動物に関する悲惨なニュースが後を絶ちません。動物の愛護及び管理に関する法律、通称動物愛護管理法ですが、動物の虐待防止などを定めた法律でございます。しかし、動物愛護団体などから現行の法律が不十分であるという指摘がございまして、超党派で改正案が議論をされ、今国会、成立を目指しているというところでございます。

公明党におきましては、動物愛護管理推進委員会、委員長の中野洋昌衆議院議員を中心にいたしまして、動物虐待を犯した者に対する厳罰化、また、犬、猫の飼い主を特定するマイクロチップ装着の義務化等々、動物愛護管理法の改正に積極的に取り組んでまいりました。きょう起草が予定をされているわけでございますけれども、この改正

案の一刻も早い成立が期待をされているところでございます。

現行法の七条、これは、動物の所有者又は占有者の責務等が規定をされております。第一項には、動物のその種類、習性等に応じた適正な飼養、また第二項には、感染症、疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うよう努めなければならないことが規定をされております。

しかし、命あるものであるにもかかわらず、工場のように大量生産をしている、そういう繁殖業者もおります。また一方で、捨て猫を飼って不妊、去勢をせずに、繁殖の繰り返しで徐々に数がふえて、飼育不能、ごみ屋敷化、近隣トラブルを起すなど、多数の動物を劣悪な環境で飼育している、異常に繁殖をしようとする、いわゆる多頭飼育崩壊と呼ばれるような、飼育ができない数の動物を集めてしまうという事件も起きています。

所有者等が動物を適正に飼養管理しないことが原因で、動物の健康や安全が保持されず、また生活環境の保全に支障を起すということが起きております。

そもそも、ペットの飼い主等動物の所有者において適正飼養とは一体どういうことなのか、こうした具体的な理解が進んでいないことが問題だと思えます。

適正飼養とは何か。動物の衣食住がどうか、きちんとしているかなど、最低限必要なことを示していく必要があると思っております。また、近隣住民に迷惑を及ぼさないような、そういう飼育方法というものが必要であります。

こうした予防について、飼育前に適正な飼育のための講習会を受講させる、こうした取組も重要であります。

初めに、適正飼養とは何か、飼い主等における適正飼養を確保するための基本的な考え方を伺います。

また、一般の飼い主が不適切な飼養管理を行わ

ないようにするために、適正飼養を飼い主に浸透させる取組、不適切な飼養に対する対策の強化についてお考えを伺います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

まず、適正飼養についてでございますが、適正飼養とは、動物の健康及び安全を保持しつつ、その生態、習性及び生理を理解し、愛情を持って動物がその命を終えるまで継続して飼養することでございます。その趣旨を動物愛護管理法に基づき基準に定めておるところでございます。

そうした適正飼養を浸透させるためには、飼い主の意識の向上による飼い主責任の徹底が重要と考えておまして、環境省におきましては、そのためのパンフレットやパネルを作成、配布し、自治体や関係団体の取組を支援しているほか、動物愛護週間に合わせて、自治体や関係団体と共同でイベントを開催するなどの取組を進めております。

また、虐待等の不適切な飼養に対しましては、自治体の職員が適切に対応できるように、事例集の作成をいたしますとか研修の実施などにより、その対応力の強化を図っているところでございます。

○古屋(範)委員 私も犬が好きで、今は飼っておりますが、かつて飼っておりましたが、飼い主によって何が適切な飼い方かという基準がやはりさまざまであるという気はいたしております。ですので、法律に動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化することが必要ではないか、このように考えております。

次に、マイクロチップの義務づけについてお伺いをさせていただきます。

確実な所有明示を進めるために、やはりマイクロチップの装着の義務化ということが効果的だと考えております。マイクロチップは、家庭動物の遺棄、盗難を予防しますし、保護動物の飼育者への返還率の向上から、処分数を削減していくことが見込まれております。さらに、生産、流通、飼育履歴に関するいわゆるトレーサビリティを確

保する上で、最も効果的な方策であると思っております。

一方、狂犬病予防法においては、飼い犬の取得後、一生に一回の登録、また、毎年一回の予防接種の実施が義務づけられております。

まず、厚生労働省に、狂犬病予防法における登録の現状等についてお伺いをしたいと思います。

○吉永政府参考人 お答え申し上げます。

狂犬病予防法におきましては、狂犬病発生時に発生拡大を防止するために的確な措置が講じられるよう、明示することが重要であると考えております。

このため、法律に基づきまして、犬の所有者は、犬を取得した場合、犬の所在地を管轄する市区町村に犬の登録を申請することが義務づけられているところでございます。

○古屋(範)委員 狂犬病予防法については、そのように規定をされているということでございます。

さらに、環境省の方にお伺いをしてまいりますけれども、マイクロチップを装着することによる効果、また、マイクロチップの装着率を向上させていく、この取組についてお伺いをしたいと思います。

○正田政府参考人 お答えいたします。

まず、マイクロチップの装着による効果につきましては、犬、猫の盗難及び迷子の防止に資するとともに、所有者不明の犬、猫や非常災害時に逸走した犬、猫の返還が容易になることとございまして、管理責任の明確化を通じて所有者の意識向上等につながり、動物の遺棄や逸走の未然の防止、適正飼養の推進に寄与することなど、こういったことが挙げられると考えているところでございます。

マイクロチップの装着率向上に向けての取組でございますが、まず、マイクロチップの装着の現状でございますが、一般社団法人ペットフード協会が行った平成三十年の実態調査、これは推定値でございますが、犬、猫への装着率でございま

すが、全国で飼育されております犬約八百九十万頭のうちの二七・四％、猫につきましては約九百六十万頭のうち四・一％となっているところでございます。

こういった現状を踏まえまして、環境省では、マイクロチップの装着率向上に向けて、関係機関等からの情報収集を行うとともに、平成二十六年から二十九年にかけては、人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクトにおきまして、五つの自治体でマイクロチップの実態把握や意識調査等のモデル事業に取り組んできたところでございます。

さらには、マイクロチップへの理解を促すリーフレットやポスターを作成いたしました。地方自治体や関係団体等の協力を得て広く配布しているほか、動物愛護週間行事や各種シンポジウム等においても普及啓発を図ってきているところでございます。

○古屋(範)委員 御答弁いただきましたように、厚労省の方では、飼い主に犬を登録させて狂犬病の予防接種を受けさせる。そうすると証明書が送られてきて、その証明書を私も家の玄関あたりに張るといふことを毎年やってきているわけなんです。

一方で、マイクロチップを装着するということを進めていく上で、マイクロチップの装着義務化ということも、狂犬病の予防接種の方と、犬の所有者に対して二重の負担となってしまうまいやうに、この狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、また、こちらのマイクロチップの装着の義務化の方と、これを一本化する必要があるというふうな思っております。ぜひ、これをリンクさせることによつて、飼う側にとつて負担にならないよう、そして、その動物の、逃げ出したり、そういったときの所有者を適切に捜していくということにもしっかりと役立てていただきたいと思います。次は、多頭飼育等、適切でない飼養の予防対策について伺いをしたいと思います。

動物愛護管理法の目的には、動物による人の生命また身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止するというのが掲げられております。

冒頭でも触れましたが、多数の動物を劣悪な環境で飼育するいわゆる多頭飼育崩壊のケースが後を絶たないわけなんです。この多頭飼育崩壊を引き起こす飼い主というのは、周囲や動物自身に對し悪影響を及ぼしているんだという自覚がない場合が多いんですね。こうした多頭飼育崩壊の飼い主については精神疾患との見方もありますし、保健師や精神保健福祉士等の専門家との連携による対応が必要なケースが多いとの指摘もあつております。

動物による深刻な生活環境の支障を引き起こしている飼い主、ネグレクトなど動物虐待の状態である飼育をしている飼い主等に対して、現状把握また未然防止、再発防止のための仕組みづくり、専門家や自治体福祉部門との連携等が重要であると考えます。抜本的な解決に向けてどのような対策が必要か、この点についてのお考えを伺いたいと思つております。

また、さらに、警告措置の対象が動物取扱業者だけではなく、一般の人、特定動物の飼養者も含まれているんですが、実際に都道府県知事による報告徴収や立入検査は認められておりません。こうした現実に対してどのような見解を持っていますかについて伺いをいたします。

○正田政府参考人 お答え申し上げます。多頭飼育問題につきましては、平成二十四年の動物愛護管理法の改正によりまして、地方公共団体は、条例により、多数の動物の飼養、保管に關し届出をさせることができること、都道府県知事は、多数の動物の飼養、保管が適正でないことにより動物虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対し、改善のための警告、命令をすることができると追加されたところでございます。

これを受けまして、現在、自治体によりまして取組が進められているところでございますが、問題を引き起こす飼い主は届出を行わないとの指摘があるほか、警告、命令の発動件数は、まだ数件という形で、少ない状況でございます。こうした中でございますが、昨今、飼い主が犬や猫をふやが過ぎて世話ができなくなる、いわゆる多頭飼育崩壊が全国的な問題となっております。この問題につきましては、地域から孤立した単身高齢者などがかわるケースが多いことが明らかになってきておりまして、対応に当たりましては、社会福祉分野との連携が重要と考えておるところでございます。

このため、環境省におきましては、本年の三月に、動物や社会福祉の専門家による社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会を立ち上げたところでございまして、厚生労働省と連携いたしまして、予防策を含めたガイドラインの策定等に取り組み、適切な対応が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 やはり、こうした高齢者の孤立というような問題もはらんでいるというふうな思つております。やはり、現行法だけでは私には不十分であるというふうな思つております。都道府県知事による指導助言、そして報告徴収、また立入検査等、こういうものができるような法律に改正をすべきというふうな考えております。その意味でも、この改正案の早期成立を望むところでございます。

次に、悪質な業者に対する立入り権限の強化について伺いをしたいと思います。現在、ペットショップ、またブリーダーなど、営利目的で動物を取引したり展示したりする、いわゆる第一種動物取扱業者を営む場合には、事業所を管轄する自治体へ登録が必要となつております。悪質な業者につきましては、都道府県知事などが登録更新の拒否や登録の取消し、業務停止の命令措置をとることがございます。

行政には、強制的な立入り権限がございませぬ。そこで、実際、業務停止命令や取消しが行われたということがほとんどない。環境省の報告に

よりまして、平成二十九年における全国の第一種動物取扱業者に対する業務停止命令数、登録の取消し命令数ともゼロでございます。このため、より行政の権限のある繁殖業者の許可制の導入が必要なのではないかと指摘もございまして。

こうした動物取扱業者による不適切な飼育、保管についても、地方自治体が、こうした取扱業者に対する立入調査というものを積極的に進めて、警告、命令、また取消し等の行政処分、刑事告発についても適切に行うべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

○正田政府参考人 お答えいたします。環境省が地方自治体を対象に行いました動物愛護管理法の施行状況調査、この全体の数値が、データが整つてございます平成二十八年のものに基づき立入検査を行った施設数は二万五千五十三件、このうち、指導を行った施設数は四千八百九十九件となっております。

また、飼育施設や飼育方法の基準を遵守していない業者に対して行われます警告件数は十八件、報告に従わない場合に行われる措置命令の件数はゼロ件でございます。

さらに、動物取扱業者が措置命令に違反したとき等は、登録を取り消し、又は業務の停止を命ずることができるとされておりますが、平成二十八年におきましては、業務取消し命令と業務停止命令は各一件ございました。また、告発件数はゼロ件という結果でございます。

都道府県等が立入検査において問題を発見した場合に、まずは指導を行い、指導に応じない場合に、改善に係る警告、命令を行うという対応をしております。このため、立入検査と指導が、業者による取扱いの改善にかなりの効果を上げていると受けとめてございます。環境省といたしましては、このような自治体による指導、警告、命令、取消し等の行政処分、刑事告発等が一層効果的に行われますよう、引き続き、自治体の職員を対象とした動物愛護管理研修

や、動物虐待を科学的に評価できる人材を評価するための研修を実施することとあわせて、さらに、平成三十年三月に設置いたしました動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会におきまして、自治体の取組がより一層適切に推進されるよう、現行の基準の具体化等を図ってまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 最後の質問に飛ばさせていただきます。

今回、きょう起草される予定でございますが、改正によって諸施策を着実に実行していくために、動物愛護行政を担う都道府県、政令市、中核市などの体制整備が必要であります。この動物愛護の行政は、非常に幅広い、先ほども言いました取扱業者の取締りであるとか、ペットをめぐる地域社会のトラブル解決、また、すぐれた飼い主を育成するための普及啓発、非常に職務が多いわけでありまして。こうした諸施策を着実に実行するために、自治体が法律に従って有効な行政を行えるよう、必要な体制また職員の充実に向けても国として最大限支援をしていただきたいと思っております。

○正田政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘ございましたとおり、動物を取り扱う業者等に対する規制の運用でございますとか、犬、猫の引取り等、動物愛護管理法に基づく各種の事務につきましては、都道府県を始めいたします自治体の自治事務として行われているところでございます。

環境省におきましては、飼養管理に係る基準の策定でございますとか、自治体に対する技術的な助言、さらには、自治体の担当職員がさまざまな課題や基本的な考え方の専門的な知識を習得できるように、毎年、動物愛護管理研修を開催してございます。さらには、各種課題に応じた研修会等も実施してきております。

環境省といたしましては、こういった取組を通じて、引き続き、自治体において実効性のある円滑な業務が展開できるように取り組んでまい

りたいと考えております。

○古屋(範)委員 本日起草予定でございますけれども、この改正案が成立することによりまして更に動物の愛護、管理が向上することを期待して、質問を終わりたいと思っております。

○秋葉委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

きょうは、エネルギー政策について質問します。

大臣、きょうは九州電力の原発とそれから出力制御のことについても質問しますので、最後にお願いします。

九州電力川内原発の特定重大事故等対処施設、いわゆるテロ対策施設の建設が大幅におくれていると原子力規制委員会で報告されております。設置期限に対してどういう状況になっているのでしょうか。

規制委員会の更田委員長は、基準を満たしていない状態になった原発の運転を看過することはできないと述べておられます。間に合わない場合の措置について、あるいは稼働停止の可能性について説明をしていただけるでしょうか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

特定重大事故等対処施設につきましては、本体施設の工事計画認可を受けてから五年以内に設置することを求めています。先日の規制委員会において、この方針を改めて確認したところでありまして、したがって、期限を迎えた時点で特定重大事故等対処施設が完成していない場合には、原子炉の停止を求めるところとなります。

ちなみに、現在までのところ、九州電力は、期限内までに工事を完了させるとの届けを変更してはおりません。

○田村(貴)委員 そういって特定重大事故等の対処施設ができていないにもかかわらず、一番最初に、福島事故以降一番最初に九州で、川内原発で認めてしまったこと、なおこういう施設がないにもかかわらず稼働していること自体が問題である

と思っております。

もし川内原発が仮に停止となった場合の九州における電力供給はどうなっていくのでしょうか。

○村瀬政府参考人 お答え申し上げます。

現在、九州電力においては、特定重大事故等対処施設の早期完成に向けて最大限の努力をしている状況と承知しております。現時点で仮定の御質問への答えは控えたいと考えております。

いずれにいたしましても、いかなる状況となつたとしても、電力の安定供給の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

その上で、一般論として申し上げれば、例えば休止中の火力発電所の立ち上げですとか他エリアからの融通など、電力の安定供給を確保するために必要な措置を講ずることによりまして、安定供給の確保に向けて対応してまいりたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 仮に川内原発が停止になったときに、かわる原発というのはもうないわけなんです。そして、火力発電とか他のエネルギーによつて賄っていくということになるとするならば、原発をとめたついでいいじゃないですかということになるわけですか。

更田委員長、ずっと報道もされているんですけども、基準をもし満たしていない状態になったら原発の運転は認められない、看過できないといったところの御主張は、そのとおりなんですか。

○更田政府特別補佐人 お答えをいたします。

これまで維持してきた方針に変わりはありません。

○田村(貴)委員 確認しました。

九州電力において、太陽光発電における出力制御がずっと続いております。私、この問題、この委員会でもただしてまいりましたけれども、昨年秋からの出力制御の状況について説明をしてください。また、出力制御にあつては事業者、停止回数、そして売電ができずに捨てざるを得なかった電力量等々について説明をしてください。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

出力が変動いたします再生可能エネルギーに関しては、電力の安定供給を維持するために、あらかじめ決められたルール、すなわち短時間で調整が可能な火力発電をまず最大限抑制した上で揚水運転を行い、地域間連系線を活用した送電などをやり、それでもなお供給量が過剰となる場合に制御をするということの運用をしております。

お尋ねの九州でございますが、再エネの急速な拡大が進んでございまして、昨年十月十三日以降でございます。

対象となつております。これは事業者といいますが発電所単位で申し上げますと、約二、六万発電所となりまして、合計で五十六回、一発電所当たりで申し上げますと十四から十五回の出力制御が行われているところでございます。

これを量で換算して答弁申し上げますと、二〇一八年度の制御量、すなわち発電を抑制した量でございますが、九千四百万キロワットアワーでございます。年間の出力制御率として全体の中の割合で換算いたしますと〇・九%と承知してございます。

○田村(貴)委員 十月十三日以降五十六日ということでありましたけれども、四月一日以降は何日になりますか。

○松山政府参考人 四月一日以降、三十日の抑制がされてございます。

○田村(貴)委員 そうすると、きょうが五月の末ですから、二日に一遍出力制御になっているという状況ですよ。そして、接続している太陽光発電の量に対しての抑制量も大きく上がつていて、この量に比べて、まさに出力制御が常態化している。これは私は重大だということに思っています。そして、原発は何が何でも動かしていく。

燃料費がゼロでできた太陽光の発電を捨てて燃料のかかる原発発電を優先するのは、これは経済的にも省エネ社会をつくる上でもおかしいと思っております。いかがですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、昨年十月十三日以降五十六回、四月以降で三十回の出力制御という状況は、従前に比べますと、出力を制御しないと電力安定供給ができないという状態に九州電力の管内では至ってきたということのあらわれかと認識しております。太陽光がそれほど多く導入が拡大してきたということのあらわれかと認識しております。

一方で、出力制御自体は、春、秋といった、需要が少なくて、一方、太陽光発電の発電効率が高い時期に集中的に生じるところでございます。全体で見ますと、まだそれほど高い状況ではない。ただ、これから後だんだん高まっていくであろうということは認識しているところでございます。

一方で、太陽光発電のような変動する再生エネルギーを系統に接続する上では、一定の再生エネルギーが、電力安定に問題が生じるときには制御するという前提のもとで接続をするか、そういうことにせざる、もうそこに、あふれるようだったらつながらないか、どちらかになるわけでございます。

これはヨーロッパの例も同様でございますけれども、一定の制御を前提とした上で系統への接続を進めていくという方針で現在取組を進めているところでございまして、今後ともこの主力電源を回っていく上ではこのことが必要かと認識してございます。

○田村(貴)委員 いやいや、諸外国では、電力別に出力を抑制していく、そういうやり方もあります。日本のように、最後の最後に停止を求める、原発が一番優先される優先給電ルール、これはやはり時代おくれであります。そういう指摘をする識者の方もおられます。あらかじめ電源別の順位を決めずに、市場に任せる欧州の仕組みの方が恣意的でなくフェアだと、都留文科大の高橋先生も主張されています。そういう専門家、識者の声にも耳を傾けるべきではありませんか。

そして、今まだマックスではないというふうにおっしゃっているんですけども、四月から三十日、出力制御されているんですよ。そして、せっかく再生拡大で頑張っているところと事業者の皆さんも投資して太陽光発電、発電所をつくった、しかし、それが二日に一遍制御されているのは、これは経営的にも大変なことになりますよ。深刻な問題という受けとめがないんじゃないかと思えます。

九州では、月に五万キロワットのペースで太陽光発電が今ふえています。これは喜ばしいことですよ。歓迎すべきことですよ。首を振っておられるから、うなずいておられるから、そうなんですよ。委員会でも確認しました。大臣、これはいいことですよ。自然エネルギーがずっとふえてきた、いいことなんですよ。

だけれども、このままいいたら、もしかしたら、十から五百キロワット未満、最悪の場合、家庭用の太陽光発電、こうしたものも制御されていくのではないかと懸念が今生じているわけなんですけれども、既にもうこういう検討に入っているんですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。委員から今お尋ねありました、再生エネの導入を図る上での出力制御のあり方でございますが、これは繰り返すにようになりますけれども、再生エネの導入規模をふやしていくためには、これはどうしても変動してしまうものから、出力制御というところを前提とした上で接続をふやしていくというところは、我々は引き続き進めていきたいと考えてございます。

一方で、今のお尋ねにございました、家庭用のところを含めてどうするのかということでございますが、これまでも、ルールの中では、まずは事業用の太陽光を対象とし、これも、順次ルールが変更されてきています。その契約に基づいてという形になりますけれども、原則は家庭用の太陽光については制御をしない方向で運用を進めてございます。ここについては、今のところ変わりはない

でございます。○田村(貴)委員 確認しますけれども、十から五百キロワット未満の設備について、これも制御の対象としていくことの検討があつていらっしゃるんですか。それはもう決まっていますか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどちょっと御答弁申し上げたのは、十キロ未満の住宅用のごとを御答弁申し上げたところでございますが、十から五百のところについて申し上げますと、これまでの契約のルール上、五百キロワット未満の部分については出力制御をしないという対象の設備もございました。このウエイトが結構多いところでございます。結果的に、出力制御ができる対象の設備が限定されてまいりました。そうなりますと、まさに委員御懸念のように、事業者にとつてみては、逸失してしまう発電量が一事業者当たりふえてしまう。

そうではなく、できるだけ皆さんの事業者の方々に負担を共有していただながら、できる限り多くの再生可能エネルギーを系統につないでいくべきではないかという議論が現在審議会の中でなされておりました。委員御指摘のような十から五百の部分についての発電所についても出力制御の対象に加えるべきではないかという議論が今行われているところでございます。

○田村(貴)委員 そうすると、太陽光発電の事業者に対して、事業所に対して接続をこれからもふやしていきたいとする今の答弁と矛盾するんじゃないですか。接続をふやしていきたいというのに、接続はどんどん減っているわけですよ。更にその対象もふやしていくというのは矛盾していませんか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。接続をふやしていくということと出力制御の対象をどうしていくかということとは、同時に成り立ち得るものだと認識してございます。繰り返すに申し上げます、出力制御の対象がふえて、量が減ることが重要であるという部分でございますし、出力制御をしないと、接続の限界というものが日本の系統事情を考えますとどうしても生じているところがございますので、主力電源化を進めていく上で、引き続き現行の方針を進めてまいりたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 去年の臨時国会で、私、この問題を質問しましたけれども、去年の当時の九州電力のホームページ、そして現在の九州電力のホームページから見ますと、接続検討申込み、これが、二百六十五万キロワットから二百二十三万キロワットに下がっている。接続検討申込みも、三百万キロワットから二百二十三万キロワットに減っている。接続済みのも、それからこれから検討、接続を予定しているもの、これを全部含めて、合計数字が千七百九十四万キロワットから千六百七十六万キロワット。去年は十一月十九日時点での数字を使って今数字を出しました。

結局、せっかく発電所をつくって、そして、売電もしよう、そして再生エネを広げようといっても、これだけ出力制御にかかるといって、いや、もう計画をやめてしまおうかと、その氣勢をそぐ結果になっているのではないかと、思うんですけれども、いかがですか。

○松山政府参考人 お答え申し上げます。九州電力の管内では、既にことしの四月時点で八百六十万キロワットという大量の太陽光発電が接続してございます。更に申し上げますと、接続済み、すなわち運転開始となる太陽光発電についても、平均で月当たり約七万キロ、近時で申し上げますと、というペースで引き続き増加を続けているところでございます。

こうした中で、委員御指摘のように、太陽光発電の接続契約の申込み若しくは検討の申込数の合計自体は、昨年九月以降減少傾向にあることは認識しているところでございます。ただ、この要因についてはさまざまものが考えられるところでございます。そもそも九州電力管内においては非常に多くの発電の申込みの方々がいらつしやいました。これが相当数積み上がつてございまして、運転開始がされていって、

界というものが日本の系統事情を考えますとどうしても生じているところがございますので、主力電源化を進めていく上で、引き続き現行の方針を進めてまいりたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 去年の臨時国会で、私、この問題を質問しましたけれども、去年の当時の九州電力のホームページ、そして現在の九州電力のホームページから見ますと、接続検討申込み、これが、二百六十五万キロワットから二百二十三万キロワットに下がっている。接続検討申込みも、三百万キロワットから二百二十三万キロワットに減っている。接続済みのも、それからこれから検討、接続を予定しているもの、これを全部含めて、合計数字が千七百九十四万キロワットから千六百七十六万キロワット。去年は十一月十九日時点での数字を使って今数字を出しました。

結局、せっかく発電所をつくって、そして、売電もしよう、そして再生エネを広げようといっても、これだけ出力制御にかかるといって、いや、もう計画をやめてしまおうかと、その氣勢をそぐ結果になっているのではないかと、思うんですけれども、いかがですか。

どんどんその母体がだんだん減ってきているという状況、さらには、委員御懸念、御指摘を頂戴しておりますように、出力制御が生じてしまうのではないかとこのものもあるかもしれません。

ただ、むしろ、考えておりますのは、昨年十月の審議会等で、接続の予定をしていたんだけれども動かさない、未稼働の案件というのがたくさんございまして、これへの対策、すなわち調達価格の引下げの議論ですとか、さらには、工事費、系統の負担金の契約を締結しない又は締結したが負担金を支払わない事業者の接続の解除、開放といったもの手だて、準備を進めているところがございます。そういう中で、熱度の低い事業者が申込み等を取り下げる動きが生じていることも認識してございます。

一方で、発電事業者の事業の予測可能性を高めることが重要でございます。そういう観点で、出力制御の見直しにつきましては、国の審議会において公表するとともに、エリアごとの一時間単位の発電、電力消費量の実績など、さらなる情報公開を進めてまいりまして、発電の投資がシユリンクしていかないように取組を進めていきたいと考えてございます。

○田村(貴)委員 いろいろいろいろおっしゃるんだけれども、私がきょう指摘した問題を解決する方向性が示されていないんですよ。

最大の問題は、大臣、やはり原発ですよ。

川内原発が二基で百七十八万キロワットです。玄海原発が一基で百十八万キロワットです。合計二百九十六万キロワット。約三百万キロワット。電力会社ごとに見て、これだけ原発を動かしているところは九州だけです。その九州が、何度も答弁あったんだけれども、一番太陽光発電の普及が進んでいるんですよ。

ですから、この問題を解決するためには、やはり原発をとめないでください。抑制しないところはないじゃないですか。政府の

方針。再エネを最大限ふやしていく、そうですね、政府の方針にも矛盾するわけなんです。出力制御は、こういう状況でいつたら、平日もやっているわけですから更に続いていくことになりまして。事業者の発電ができないう、こういう状況が続いていいんですか。再エネ普及のそういう事業者の意欲をそぐことを続けていっていいんですか。その回答を出すのがやはり行政と政治の役割ではありませんか。

大臣にお尋ねします。

事実、今、東京電力管内、中部電力管内、原発を動かしていません。三・一一以降、福島事故以降、原発を動かさなくても電気を供給している、そういう歴史を私たちは歩んできました。私は、九州こそそれが可能な地域だといふふうに思っています。省エネ、再エネの拡大で原発ゼロの日本を目指していく、大臣はやはり九州でこの立場をぜひ推進していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○原田国務大臣 今、田村委員がお話しになったそれぞれの点でございすけれども、おっしゃるように、今、政府の大方針としては、原発への依存度を可能な限り低減させる、そのための手法としては、当然のことながら、省エネ、再エネの徹底、さらには再生エネルギーの開発、こういうことによつてそれを実現しようということでございます。

ただ、実際の運用に当たっては、実は各エネルギー政策についてそもそも分担がございまして、エネルギー政策については資源エネルギー庁、経済産業省がしっかりとこれからの安定供給も含めて議論しているところでありまして、その安全性については、これは当然のことながら原子力安全規制庁、規制委員会が対応する、その地域の安全性の管理については、これは防災対策という形で環境大臣がしっかりと対応しているところでありまして。

いずれにいたしましても、御意見をいただいているところでありましても、その辺も含めて

これからしっかりとまた政府の中で議論していかなくやいけない、こういうふうにご検討していただくところであります。

○田村(貴)委員 再生、自然エネルギーの拡大を一番阻害しているのは原子力発電所にある、原子力発電所がある。ですから、私は、原発最優先の優先給電ルール、これは見直すべきだということをお願いして、きょうの質問を終わります。

○秋葉委員長 次に、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案起草の件について議論を進めます。

本件につきましては、とかしきなおみ君外三名から、自由民主党、立憲民主党、無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案により、お手元に配付いたしております動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。生方幸夫君。

○生方委員 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

動物は、我々人類にとって利用の対象であるとともにかけがえのない伴侶であり、大切に取扱いなければならない存在であると同時に、適切に管理されなければならない対象でもあります。これまで、動物の愛護と管理の取組を車の両輪として進めていくことを通じ、人と動物が共生する社会の実現に向けて、国、地方自治体、民間の団体など、多様な主体による連携、協働が図られてまいりました。

このような動物の適切な取扱いについて規定する動物の愛護及び管理に関する法律は、昭和四十八年に動物の保護及び管理に関する法律という名

称で議員立法により制定された後、平成十一年、同十七年及び同二十四年にいずれも議員立法で改正され、現在に至っております。過去三回の改正により、ブリーダーやペットショップに代表される第一種動物取扱業に対する規制が大幅に強化され、罰則も段階的に引き上げられてまいりました。

平成二十四年の前回改正では、同改正法の附則において、施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされ、特に、幼齢の犬、猫の販売時の日齢に関する規制や、マイクロチップの装着義務づけに向けた検討については、同附則においても、必要な検討を加えるものとされていたところであります。

他方で、劣悪な飼育環境下で極端な多頭飼育を行う動物取扱業者による不適正飼養の問題は依然として数多く報告されております。動物の福祉の観点から動物の適正な飼育環境の確保が求められる中、動物取扱業者のさらなる適正化を求める声も高まっております。

また、動物愛護センター等における犬、猫の殺処分頭数については、地方自治体による引取り数の削減や動物愛護団体等による譲渡に向けた不断の努力の結果、平成二十四年度の約十六万二千頭から、平成二十九年には約四万三千頭にまで大幅に減少いたしました。平成二十四年の法改正では、引き取った犬、猫について、殺処分がなくなることが目指して、返還又は譲渡に努めるものとするが明記されたところであり、さらなる努力が望まれているところであります。

さらに、動物をみだりに殺し、又は傷つけるといった動物虐待も、依然として後を絶たない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、動物取扱業者のさらなる適正化や、動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、本起草案を得た次第であります。次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、動物の所有者等が遵守すべき責務規定の明確化を行うこととしております。

第二に、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等を進めるために、登録の際の拒否事由の追加、飼養又は保管に係る遵守基準の明確化、出生後五十六日を経過しない犬、猫の販売等の制限などを規定しております。

第三に、動物の適正飼養のための規制の強化として、犬、猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化、都道府県知事による不適正飼養に係る指導、助言、報告徴収及び立入検査等の実施、特定動物に関する規制の強化、動物殺傷罪、虐待罪等に対する罰則の引上げなどを規定しております。

第四に、都道府県等の措置等の拡充として、動物愛護管理センターの業務、動物愛護管理担当職員的位置づけ、所有者不明の犬、猫の引取りを拒否できることなどを規定しております。

第五に、犬猫等販売業者にマイクロチップの装着、登録を義務づけることなどを規定しております。

その他、獣医師による虐待の通報の義務化などを規定しております。

なお、この法律は、マイクロチップの装着義務化など一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本草案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○秋葉委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本件について発言を求められておりますので、

順次これを許します。堀越啓仁君。
○堀越委員 立憲民主党・無所属フォーラムの堀越啓仁でございます。

私は、議員になる以前からこの動愛法に関して関心が高いものでございますので、こうして質疑の発言の機会をいただきましたこと、まず心から感謝を申し上げます。

それでは早速、動議提出者の生方先生に伺いたいと思っておりますが、まず最初に、動物を殺す場合の方法についてでございますけれども、第四十条第三項に、動物を殺す場合の方法に関し、必要な事項を定めるに当たっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法についての国際的な動向に十分配慮しなければならないとあります。

そこで、今でも多くの動物を二酸化炭素により殺処分しておりますけれども、これはこの国際的な動向に沿うものなのかということについてお伺いしたいと思います。

○生方委員 我々がこの法律をつくるときに、二〇二〇年にオリンピックが開催されることが決まっております。二〇二〇年までに日本から動物のいわゆるガス室による殺処分を何とかゼロにすることができないかということで、ずっと議論を進めてまいりました。

今回、この条文にあるように、国際的動向を踏まえたいことは、当然、国際的動向の中では動物に多大な苦痛を与えて殺処分をするということは禁止をされておりますので、今のようにガス室で殺処分を行うことは、当然、そこで処分をされる犬、猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。

今、この条文にあるように、国際的動向を踏まえたいことは、当然、国際的動向の中では動物に多大な苦痛を与えて殺処分をするということは禁止をされておりますので、今のようにガス室で殺処分を行うことは、当然、そこで処分をされる犬、猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。猫にとつては大変な苦痛を与えるわけでございます。

○堀越委員 最近、インターネット等々で、やはり、ガス室に送られる犬や猫たちがおびえている動画等々、あるいは写真等々が出て、それは大きな波紋を呼んでいます。生方先生おっしゃるように、私も、これは二〇二〇年、オリンピック

を契機として取り組んでいかなければいけない喫緊の課題だと思っておりますが、この点につきまして、環境省の見解を伺いたいと思っております。

○正田政府参考人 お答えいたします。動物を安楽死させなければならぬ場合における安楽死の方法につきましては、現行法上、できる限り動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならないこととされており、環境省におきましては、動物の殺処分に関する指針においてその方法を定めておるところでございます。

今回、環境省におきまして、殺処分の方法を定めるに当たっては、国際的動向に十分配慮されるよう改正が行われるものと承知をしております。例えば、アメリカの獣医師会委員会が獣医学的知見に基づき取りまとめられた報告書におきましては、二酸化炭素につきましては、麻酔作用のある吸入薬として、犬、猫に対しては条件付で容認される方法として紹介されているなど、海外においてはさまざまな動向がございます。

環境省といたしましては、このような海外におけるさまざまな動向を調査し、参考にするとともに、さらには自治体における現場の課題も踏まえながら取組を進めてまいりたいと考えております。

○堀越委員 各国のデータ等々は多々あるとは思いますが、二酸化炭素そのものが私は全て悪いかと言われると、やはり、生体の月齢にあつては、小さい子猫なんかでは麻酔薬が効きにくいですが、いろいろな問題も生じるんだらうと思っております。しかし、二酸化炭素を仮に用いる場合であっても、高濃度な状況にその施設がなっていないのであればそれはやはり正していかなければいけないということもあわせてぜひ検討しながら、これを、やはりアニマルウェルフェア全体を国際的な水準にまで高めていくことをお願いを申し上げます。

次に、このたびの改正案における附則第二項、指定犬に係る特例、いわゆる日本犬の除外規定と

なる条文の中に「専ら」というふうに書かれておりますが、その対象範囲は一体どのあたりを指すのかについてお答えいただきたいと思っております。

○生方委員 今回の法改正では、平成二十四年改正時の激変緩和措置を削除し、出生後五十六日未満の販売等を禁止する、いわゆる八週齢規制を完全施行することになっております。

その中で、特例として、天然記念物として指定された日本犬については、出生後四十九日未満の販売を禁止する現在の規定を維持することとしております。

八週齢規制の特例の適用範囲についての御質問ですが、この特例は、天然記念物として指定されている日本犬を繁殖している単大種ブリーダーが一般の飼養者に直接販売する場合に限って適用されることを想定しております。

他方、日本犬以外の犬種を繁殖しているブリーダーや、ペットショップの販売を行っているブリーダーについては特例の対象外であり、出生後五十六日未満の販売等が禁止されることになっております。

○堀越委員 この件については、生方先生、大変苦しい中での今御答弁だったと思っております。やはりこれは、七週齢で規定対象外になる場合には、一般の飼い主に直売する場合、あるいは一つの犬種に限って繁殖している業者、これも天然記念物を扱うということ、これが規制の対象外になり、そして、同業者やペットショップに販売の場合や、一つの犬種に限って大量繁殖をしている業者に關しては規制の対象になるということであると思いますけれども、七年かけて、やはりこの八週齢規制を完全に実施するんだという一歩手前のところまで来たにもかかわらず、これが急転回したということに関しては、やはり、この立法過程において、私は正直、疑問を持たざるを得ない状況であると思っております。

議員立法だからと言われてしまえばそうなのかもしれませんが、立法事実として、なぜ八週齢の除外規定をつくらなければいけないのかというこ

と

と

と

と

と

とについては、やはりもっと成熟した議論が私は必要になるのだと思っております。

このことについては国民の皆さんも非常に関心が高く、この八週間の除外規定はおかしいという声が多々上がり、そして、ネットでの反対署名に関しては、四十八時間で二万筆以上、今は恐らくそれを上回っている数字になっていると思いますが、かなり大きな反響を呼んでおりますので、このことについて、私は疑問を持たざるを得ないことでありますし、どうもすっきりしないということを所感として述べさせていただきますと思います。

そして、次に、装着が義務づけられているマイクロチップについて伺いたいと思いますが、マイクロチップの装着がペットショップから一般の飼い主への販売時とされるのであれば、装着の目的は、犬の登録同様、個別識別と迷子対策にとどまり、トレーサビリティとは全く関係ない制度となってしまう。

遺伝的疾患を有する個体が市場に流通することを防ぐために、トレーサビリティシステムの確保は必須であると考えますが、いかがでしょうか。

○生方委員 今回の法改正では、ブリーダー等がマイクロチップを装着し、登録する義務を負っており、当該登録を受けた犬又は猫を取得した者も変更登録の義務を負うことになっております。

このため、マイクロチップが装着されている犬又は猫に関しては、流通や所有者の変遷の過程を把握できることから、トレーサビリティは制度上確保されているものと思っております。

政府においては、トレーサビリティが確実に確保されるように、マイクロチップの装着及び登録に係る制度を広く国民に周知徹底することが求められております。

○掘越委員 所有者明示、そしてトレーサビリティもこれによって担保されるということでございましたので、実効性のあるものになっているかどうか、この後、法施行後の取組についてぜひ

注視をしていただきたいというふうに思っております。

そして、やはり、マイクロチップを装着した後のデータの引継ぎ等についても非常に重要な観点だと思っております。

この改正案成立後のマイクロチップに係るデータの引継ぎは、現在と比較してどのように変わるのかについて伺いたいと思います。

○生方委員 現在、マイクロチップの登録は複数の団体によって行われており、それぞれの団体がそれぞれの目的のために独自の仕組みができております。

そこで、今回の法改正では、マイクロチップの登録情報を一元的に管理し、迷い犬、迷い猫の所有者への返還等に役立てるため、国の責任の下、犬及び猫の登録制度を設けることにいたしました。

実際の登録事務につきましては、環境大臣が指定する機関に行わせることを想定しております。

複数の機関が指定を受けることもあり得ますが、今回の法改正では各指定登録機関が相互に連携しなければならぬ旨を定めており、マイクロチップの登録情報が一元的に管理され、より一層有効に活用されることを期待をいたしております。

○掘越委員 ありがとうございます。

やはり、このマイクロチップに係るデータの引継ぎ、そしてデータの保管というのは非常に重要な観点であり、トレーサビリティや所有者明示にとってもこれは有効な手段であると思っておりますが、やはり、データが常に書き込まれてしまつて、その以前の所有者、以前の登録状況等がわからなくなつてしまうということであれば、これは追って把握することというのはできませんので、先ほど御答弁いただいたところで担保されると思っておりますが、これも引き続き、具体的、実効性のあるものにしていただきたいというふうに思っております。

そして、次に、私の先ほどの一般質問でもさせていただきますました、そして二〇二〇年オリムピック

クを迎えるに当たって、やはり我々が無視することができない畜産関係のアニマルウェルフェアについてでございますけれども、第四十一条の四項にある各機関との連携の強化は、今後どのようなことを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○生方委員 地方公共団体で産業動物に関する業務を担当する部局としては、家畜伝染病の予防に関する業務を所管する畜産担当の部局、屠畜等に関する業務を所管する衛生担当の部局等がございます。

産業動物の適正な飼養を確保するためには、動物愛護を担当する部局と、さきに述べた畜産担当や公衆衛生の部局との間で連携し、それぞれの部局が、その職務に応じて適切に対応することができるようしておくことが重要であるというふうに考えております。このような観点から、今回の法改正では、連携の強化を図る対象となる機関について、畜産等の担当部局を追加することとしたものでございます。

アニマルウェルフェアについては、この後、動物福祉基本法というようなものを目指して、動物全般に対するアニマルウェルフェアを確保していきたいというふうに私個人は考えております。

○掘越委員 ありがとうございます。

この連携の強化、本当に重要だと思っております。先ほど一般質問でもさせていただきましたが、やはり動物を管理する所管行政というのは多岐にわたつておりますので、農林水産、厚生労働、そして環境省、これが一体となる、その軸にはやはりなるのがこの動物愛護管理法であるというふうに思っております。

昨今大変な問題となっております、まだまだ終息していない豚コレラの問題に関しても、やはり、殺処分現場で働く皆さんの精神的負担、あるいは作業的負担、そして動物に対する苦痛を最大限なくしていくということに対しても、やはりOIEを始めとする規定の遵守というのが非常に求め

られてくるわけでありまして、こうしたところからも、今、世界が注目されているということでもあると思っておりますので、これから更に厳格に守られるようなものにこの動物愛護管理法がなされていくことを私は期待をしております。

豚コレラのことに関して言えば、まだまだ、アフリカ豚コレラ等も控えているということもありますので、我が国日本において、この島国の中でしっかりとそれを、疫学的なところからも、このアニマルウェルフェアを進めていくことの重要性というのは大きくあると思っております。

最後になると思いますが、生方先生におかれましては、前回の改正時に環境委員長をされたこと、承知しておりますが、本日の七年ぶりの法改正に向けて、起草を迎えるに当たって、ぜひ思いを伺いたいと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○生方委員 御質問ありがとうございます。

五年ごとに改正をするということでございますので、本来であればおとし改正をされなければいけないということでございますが、去年一年間、我々も非常に努力をしておりますので、よりよいものをつくらなければいけないというふうに考えて、時間がたつてしまったんだというふうに思っております。

そもそも、私が当選してすぐに、犬、猫の殺処分を禁止するという議員連盟をつくりまして、何とか殺処分だけはゼロにしなければいけないということ、私も努力をしております。

私も犬を昔飼つたことがございまして、それは、私は独立犬というふうに住んでいたので、私も、要するに、普通に言えば野良犬です。いろいろな人から餌をもらって生きてきた犬がおりますので、その犬を飼つて、本当にいい人生の一部分を共有をさせていただいたというふうに思っております。かけがえのないものでございまして、私は、その犬が亡くなつてから、ちよつとその別れはもう一回やるのは耐えがたいなということ、飼いたいのはやまやまなんです

けれども、今は飼っていないという状況でございます。やはり、命あるものですから、生まれてきた以上はその生を全うするというのが当たり前でございます。まして、産業動物や実験動物に関しては、本来に残念ながら、それをゼロにするということは、人間の側のエゴかもしれないけれども、できないというふうに思いますが、それ以外の動物に関しては、きちんとして生を全うする、そのためには我々人間がきちんとしてサポートしなければいけない。

よき伴侶としてきちんと動物を位置づけるため、まあ、今回の法改正が全てだというふうにはもちろん思いませんが、次に向けて少しは飛躍できたかなというふうな考えておりますので、一緒にまた頑張っていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○掘越委員 発言時間、終了いたしました。

この動物愛護法の中には、動物は命あるものであると記されています。あたかも物かのように思われておりますが、実際はそうではないということとをこの動物愛護法によって更に進めていくことを私も心から祈って、発言を終了とさせていただきます。

○秋葉委員長 次に、西岡秀子君。

○西岡委員 国民民主党、西岡秀子でございます。今日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま起草のありました動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

まず、提出者である小宮山泰子議員に、以下四問質問させていただきます。

まず、特定動物について質問させていただきます。動物愛護法では、専門的な知識を持つ者以外飼育することが大変難しく、政令で定められているものを特定動物と定義をいたしております。現

在、六百五十種が指定をされております。特定動物を飼育又は保管する場合は、当該施設を管轄する知事等の許可を受けなければならないとされております。

近年、個人が無許可で特定動物を飼育する事例が大変多く見られ、そのことによる事故も多く起きております。また、近年、自然災害が多発しており、災害時に逃げ出した場合に大変その把握することが難しく、危険を伴うということが大変懸念をされております。

今回の改正において、特定動物の愛玩飼育、つまりペットとして飼育することが禁止をされたという理解で間違いがないかということについて御確認をいたします。

○小宮山委員 西岡議員にお答えいたします。愛玩目的の飼育は禁止という理解、そのとおりでございます。

現行法では、特定動物の飼育の目的については特段の規制は設けられておりません。しかしながら、愛玩目的で飼育されていた特定動物による死傷事故の事例があること、災害発生時には特定動物の逃亡のおそれがあること及び同行避難が極めて困難であるということが問題になっており、議員連盟でも特定動物の飼育について議論をいたしました。その結果、今回の法改正により、動物園そのほかこれに類する施設における展示そのほかの環境省令で定める目的に限って特定動物の飼育の許可を与えることとしており、法改正の施行後は特定動物の愛玩目的での飼育はできなくなるものでございます。

○西岡委員 ありがとうございます。それでは、引き続きまして、犬、猫等の引取り等についてお尋ねいたします。

平成二十四年の改正時に、委員会決議におきまして、引取り数の減少が殺処分数の減少に寄与するということを鑑み、引取り要件を厳格化するということを目指すということが明記をされました。引取りにつきましましては、平成二十九年年度には犬、猫合わせて十萬一千頭となっております。

犬、猫ともに官民の努力により減少しておりますけれども、依然として猫の引取り数が多いという現状がございます。

今回の改正によって、第三十五条第三項には、周辺の生活環境が損なわれている事態が生じていない場合に引取りを拒否できることと記されております。ここで言う生活環境が損なわれている事態というものを定義することは大変難しいというふうな承知をいたしておりますけれども、例えば、庭に何度か猫からふんをされたですか、何度かごみを荒らされたなど、このような猫による被害があるからといって、その都度引き取ってもらうというものがもし起こると、際限がなくなってしまうという事態が起こればなりません。また、官民で取り組んでおります地域猫の活動の有効性からも、大変この要件の厳格化が必要ではないかと考えます。

○小宮山委員 今回の改正で、駆除目的の引取りはなくなるという理解でいいのかどうか、小宮山議員にお尋ねをいたします。

○小宮山委員 今回の法改正における、委員御指摘の第三十五条第三項の改正の趣旨は、地域において適切な方法によって避妊、去勢した猫を管理する地域猫活動が行われている場合には、動物の愛護と周辺の生活環境の保全のバランスがとれているため、都道府県等が引き取らなくてもよいとすることにあります。

取引を拒否するか否かは、個別のケースに応じて、都道府県等で判断することとなりますが、今述べた趣旨を踏まえれば、提出者としては、できるだけ地域における適切な管理を促す等の方法により、動物の愛護と周辺の生活環境の保全のバランスをとることが望ましいと考えております。

また、所有者が判明しない場合についての規定もありませんが、所有者がいると推測される場合には、都道府県等は、第三十五条第四項、これは今までもございますが、所有者を確認し、返還するよう努めることとされております。

○西岡委員 小宮山議員、これは通告をいたして

おりませんけれども、複数の自治体においては、所有者が不明の猫の取引について、要件を三つ指定をしているという都道府県もございます。一つとして、負傷している猫、二として、遺棄されたことが明確な場合、また、三、大変幼齢で母親がいなくて子猫に限りて運用をしているということも聞いておりますけれども、このように所有者不明の引取りについては要件を限定するということについて、小宮山委員としてどのようなお考えがございますでしょうか。

○小宮山委員 お答えいたします。要件を限定してでも、やはり所有者が判明をしている場合かどうかというのがありますが、所有者が不明な場合におきましても、やはりこの場合については、法としては、所有者がいなくても引取りをしないことは望ましいかと思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。引き続きまして、先ほど掘越委員からも質問がありましたけれども、第四十条第三項に、動物を殺処分する場合の方法について、必要な事項を定めるに当たっては、できる限りその動物に苦痛を与えない方法についての国際的な動向に十分配慮しなければならないと記載されております。

近年、地方自治体における殺処分の方法は、先ほどございました二酸化炭素と麻酔薬の注射の両方が用いられております。特にこの二酸化炭素については、苦痛を与えない方法としては適当ではないのではないかと御意見も多数あると承知をいたしております。

現在、殺処分の現場で使われておるこの方法について、他国の事例と比べて国際的な動向に沿うものと認識をされるかどうか、このことについて見解をお尋ねいたします。

○小宮山委員 お答えいたします。

動物を安楽死させなければならぬ場合における安楽死の方法は、現行法上、動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないこととされ、環境大臣には、動物に苦痛を与えない方法に

関し必要な事項を定めることが求められております。今回、環境大臣がこの方法を定めるに当たっては、国際的動向に十分配慮するよう改正を行うものでございます。

例えば、世界動物保護協会が公表している「犬猫の安楽死のための方法」では、犬、猫の安楽死のために用いられている手段は、推奨、許容、条件付許容、許容できないの四つに分類されており、二酸化炭素による安楽死は許容できない方法に位置づけられております。

また、アメリカ獣医師会委員会の報告書においては、炭酸ガスについては、麻酔作用のある吸入薬として、犬、猫に対しては条件付で容認される方法として紹介されております。

環境大臣は、動物を安楽死させなければならぬ場合における安楽死の方法に関し、必要な事項を定めるに当たっては、このように海外におけるさまざまな動向を調査し、参考にしながら取組を進めていただく必要があるということでありまして、ですので、今回も国際的動向に十分配慮する改正となっております。

○西岡委員 ありがとうございます。
それでは、引き続きまして、動物福祉についてお尋ねをいたします。
小宮山議員は、動物愛護法についても大変熱心に取り組まれておりますし、動物福祉についても大変造詣が深いと認識をいたしております。

国際的な動物福祉の基本原則である五つの自由ということとは、一九六〇年代に英国において、家畜の劣悪な飼育環境を改善させるために提唱されたものです。現在では、家畜のみならず、あらゆる人間の飼育下にある動物の福祉というものが基本となっております。

諸外国においては、動物福祉に基づいて、この五つの自由の理念に基づいてさまざまな法整備、施策が行われております。

平成二十四年の改正によって、この五つの自由の趣旨が基本原則に明記されたものとされている

ものの、実際は、恐怖、抑圧からの自由、また本来の行動がとれる自由は盛り込まれておらず、法律に盛り込むべきとの指摘があります。

この動物福祉について、動物の飼養のあり方や政策分野において今後我が国としてどのように取り組んでいくか、その方向性について小宮山議員にお尋ねをいたします。

○小宮山委員 国際的な動物福祉は、委員御指摘のように、基本原則として定着しております五つの自由は、平成二十四年の法改正により、基本原則に既に反映はされております。

この動物福祉の理念をより一層推し進めるため、今回の法改正では、動物の所有者の責務を明確化するとともに、動物取扱業者が遵守すべき飼養、飼育の管理、飼養施設の構造等に関する基準の明確化と規制の強化、不適正飼養に対する知事による指導の拡充等の適正飼養のための規制の強化等を行うこととしております。

今後、動物福祉の考え方をよく踏まえ、人と動物の共生する社会の実現に向けて引き続き取り組んでいきたいと思っておりますが、まだまだ、委員御指摘のとおり、今改正におきましても、全ての動物福祉や、また動物の命を守ることも含めて、満足のいくところというはまだ達していないのは事実でございますが、今回の法改正で、一歩でも動物の福祉に近づくこと、そして、必要であれば、やはり、また新たな法を施行することも検討していきたいと思っております。

どうぞ、委員におきましても、引き続き、動物愛護として動物福祉に御尽力いただきますことをお願いいたします。

○西岡委員 小宮山議員、ありがとうございます。今後とも、動物福祉というこの理念に基づいて、動物愛護の政策について、ともに進めてまいりたいと思っております。

以上で、小宮山議員への質問を以上とさせていただきます。時間があと残り少なくなっておりますので、あ

と一問、質問させていただきます。

近年、動物虐待については、凶悪化、また、インターネットを使った虐待の動画配信など、大変深刻な状況がございます。

動物虐待と凶悪な暴力事件との関連性も指摘されており、動物虐待防止は、国民生活の安心、安全にもつながる重要な問題です。虐待がエスカレートする前に早急に対応することが求められております。

そのためには、警察などの関連機関や民間団体との連携が極めて重要だと考えております。また、そもそも虐待を防止していくためには、虐待の定義を明確にする必要がある、このことも大変重要な視点ではないかと考えております。

今後、このような虐待防止についてどのような取組をされていくのか。今回の法改正で獣医師による通報が義務化されたということは、実効性の面からも、大変、通報というものが多くできるような体制になったのではないかと理解をいたしておりますけれども、今後の取組についてお尋ねをいたします。

○正田政府参考人 答えさせていただきます。

まず、関係機関等との連携でございますが、本改正法案におきましては、地方公共団体の部局が連携を強化すべき関係機関といたしまして、これまでの都道府県警察に加えまして民間団体についても規定されているところでございまして、国は必要な情報提供や技術的な助言を行うこととさせていただきます。

環境省といたしましては、本改正法案の趣旨が広く理解され、実効性を伴う施策に反映されますよう、各機関、団体間の連携のあり方につきまして、必要な助言等を行っていきたくと考えてございます。

また、普及啓発等の観点でございますが、本改正法案におきましては、愛護動物に対する虐待につきまして、みだりに、その身体に外傷が生じるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること、飼養密度が著しく適正を欠い

た状態で飼養、保管することなど、例示の追加によりさらなる具体化が図られているものと承知してございます。

環境省におきましては、動物虐待の防止のための普及啓発につきましては、これまで、警察庁との連名によるポスターを全国の自治体等に通算で十万余部以上配布してきたところでございます。

さらに、自治体へも、動物虐待に関する知識及び技術の習得を目的といたしました職員向け研修会の開催や、指導等の業務の参考となります動物虐待等の事例を収集した報告書の作成、公表等を行っているところでございます。

環境省といたしましては、今回の改正の趣旨について周知を図るなど、虐待の防止に向けた取組が適切に進められるよう、引き続き、地方自治体との連携を図ってまいりたいと考えております。

○西岡委員 今後とも、人と動物の共生する社会の具体像というものをしっかりと示して、動物愛護、この法改正を契機に一層進めていくことを、心から、ともに私も取り組んでいくことをお誓い申し上げます。質問といたします。

ありがとうございます。

○秋葉委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。提出者、それから環境省の方に質問をします。

動物愛護、管理の問題を考えると、私は、やはり殺処分を減らしていく、殺処分ゼロ、これを目指す取組が何よりも大事であると考えております。

今回の法改正は、殺処分ゼロに向けて、なくす方向に向けてどのような役割を果たすものとなっていくのでしょうか。

○生方委員 御質問ありがとうございます。今回の法改正は、動物取扱業者のさらなる適正化と、一般の飼主の飼養も含めた動物の不適切な取扱いへの対応を強化しようとするものであります。

例えば、第一種動物取扱業者が遵守すべき基準の具体化により、第一種動物取扱事業者による不

適正飼養を防ぐことができる、また、適正な飼養を行うことが困難な飼い主については、繁殖を防止する措置を義務づけることにいたしておりま

す。さらに、マイクロチップを利用した犬、猫の登録制度の導入により所有者が判明しやすくなるほか、所有者不明の犬、猫の引取りについて、一定の場合、都道府県等が拒否できることを明記して

おります。これらの制度を設けることにより、不適切に飼養される動物や所有者が判明しない動物が減少し、その結果として殺処分が減少していくことにな

るといふに期待をいたしております。また、殺処分の方法についても、原則、先ほども述べましたが、ガス室での処分は禁止ということになり

ます。ガス室では、一度に大量の犬、猫を殺処分することができません。それが禁止されることによつて大量に処分することができないとい

うことは、限りなくゼロに近づいていくことができるのではないかとこのように期待をいたしております。○田村(貴)委員 生方議員、私も、地方議員をして

いるときに、大分前なんですけれども、動物管理センターで、その場を見る機会がありました。多数の犬、猫が一気に殺処分されるということ

は、本当に胸が苦しくなり、何としてでもこの状況をなくさなければいけないと、その当時の思いは今に生きております。この法律によつて殺処分

が減らされることを願つてやみません。出生後五十六日を経過しない子犬や子猫の親からの引き離しを禁じている八週齢規制であります

けれども、これも一日も早く実施すべきであります。なぜ本改正案では、施行期日が公布の日から二

年のを超えない範囲とされたのでしょうか。そのことについて説明をいただきたいと思ひます。○生方委員 いわゆる八週齢規制に関する激変緩和措置の廃止については、犬、猫等販売業に対する影響が少なからずある可能性も否定はできません。

このことから、円滑に八週齢規制を導入できるように、施行を二年を超えない範囲としたものでござい

ます。○田村(貴)委員 それが、今まで長い期間これが実施されなかったという期間も含めたら、なぜまだ二年もなのかというこの課題は残るかなというふう

に思います。多頭飼育の崩壊の問題もあります。多頭飼育崩壊の場合は、飼っている人が、例えば認知症や失業

など社会的に孤立を深めてしまつたり、動物に依存する例が典型的との指摘もあるわけであり

ます。したがつて、都道府県知事による立入検査については、飼い主の

人権にも配慮した対応が必要だといふに考えます。そうした問題の解決に向かつては福祉専門職との連携が不可欠と私は考

えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。○小宮山委員 質問ありがとうございます。

今回の法改正では、不適切飼養について立入検査の規定を設けましたが、それにあわせて、緩やかな指導又は助言を行うことができる旨を法律上

明記いたしました。これは第二十五条一項になりますが、これにより、より人権に配慮した手段を設けたと

考えております。これは、個々の飼い主の事情に応じて細やかな対応をする必要性を踏まえたものでもあり、加えて、今回の法改正では、動物愛護に関する部局と

公衆衛生、福祉に関する部局との連携の強化について新たに規定することとしており、御指摘の動物の適正飼養と福祉の関連性にも留意した改正となっております。

○田村(貴)委員 わかりました。続いての質問でありますけれども、動物の殺傷、虐待に対する罰則についてであります。懲役五年以下、罰金五百万円以下に引き上げた理由について説明をいただきたいと思ひます。また、その虐待等に対して、また殺傷に対して、厳罰化してもこうした動物虐待は

いとの意見もあります。この点について、提出者はいかがお考えでしょうか。○小宮山委員 我が国において、犬、猫、動物愛護は、今や多くの家庭において、家族の一員として

かかげがえのない存在となつております。そして、人とのつながりが以前よりも強くなつて中、愛護動物を殺傷する行為に対する社会的非難

も強くなつていると認識しております。昨今の残酷な事例を踏まえ、動物殺傷罪の保護法益は、動物を愛護する気風という、公序良俗という意味においては

大変変わつてきているところではあります。動物もやはり命でありまして、物でもございませ

ん。そのようなことを考えますと、今回の法改正では、動物殺傷罪の法定刑を五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金とすること

と、大幅に刑罰を重くすることによつて、この一定の抑制効果が期待できるものと考えております。

今までも罰を大きくすること、また、これに関しましては、やはり刑罰だけではなく、先ほども言いましたが、動物を愛護する気風という、秩序、良俗とい

うところにおいてもしっかりと、動物虐待、そうしたものがなくなることを願つております。

○田村(貴)委員 厳罰化をもつてしてこの問題は解決できないというところ、もうちょっと時間があったら、最後、生方議員にもお尋ねしたいと思

うんですけれども、その前に、マイクロチップの装着の義務化について、マイクロチップの装着が

なぜ必要なのか、そして、ちよつと通告にないんですけれども、もしマイクロチップを装着してい

ない犬や猫がいた場合に、これはやはり殺処分が早まってしまうんじゃないか、優先されてしま

うんじゃないかという懸念も、そういう声もあるんですけれども、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。○小宮山委員 まず、犬、猫の所有者が判明しやすくなるという効果が挙げられます。マイクロチップが装着され、犬、猫の登録が行われると

き、また、これは、例えば災害時など、引き取つた、また逃げた犬、猫の返還が効率的に行われる。その結果、犬、猫の殺処分数が減少すること

も期待されております。また、所有者が明らかにすることで、犬、猫について管理責任を負う者が明らかにすることで、適正飼養の確保につながり、その結果、犬、猫の遺棄などが減少することも期待して

おります。加えて、登録を受けた犬、猫を譲り受けた者は変更登録を受けなければならぬこととしており、このことにより、トレーサビリティの確保にも期待をしております。

ただ、今委員が御指摘のとおり、マイクロチップの装着がないことによつて所有者が判明をしない。しかし、それも、これまでの法の中にもござ

いますけれども、都道府県の対応等にもかかわりますが、殺処分に

つながるのではなく、やはり取りをしないことか、そういったことも法改正の中で示しておりますので、殺処分に

対応することには直接つながらないように法改正がされたといふふうに認識をしております。

○田村(貴)委員 そのチップの装着の有無をもつてして悲劇が生まれ

ないということを私は望みたいといふふうに思ひます。それから、動物愛護センターの設置など都道府

県等における業務拡充が図られること、これは非常に重要だといふふうに考

えております。必要な職員の確保、それから自治体職員の定数の増員を含めて、国の責任でやはり保障する措置とい

うのを図つていかなければ、施策を進めていく、そして愛護と管理のこの法律を本

当に実践するためには、やはりマンパワーが必要だ、それから支援する人たちの連携も必要だといふふうに思ひます。こうしたところの措置について、いかがお考え

なものを持つていっていることになると、名前とやつていことが矛盾しているんじゃないかということもございましたので、今回の法改正の中で、本来の動物愛護センターの役割を果たせるようにしていかないといいかというのがこの法律をつくった一つの目的でございました。

殺処分をするガス室をなくすということになれば、これはやはり多くの予算措置をとらなければいけないということでございますので、環境省において、これから先、その措置をしてもらわなければいけないというふうに考えております。

また、委員が今御指摘になったように、今回の法改正では第一種取扱業者に対する規制強化などが盛り込まれておりますが、本改正案の内容を実効的なものにするためには必要な体制をとることが重要であり、また、人員を確保すること何よりも大事だということに思っております。

そのためにはやはり予算措置が必要であり、今、動物愛護関連予算は大変少ない額でございますので、我々も、額を十倍あるいは百倍ぐらいに引き上げるように、議員としても努力をしていきたいというふうに思いますので、御指摘、大変ありがたいとございました。

○田村貴委員 私、動物の殺傷、それから虐待、遺棄等々の行為はやはり許されたいというふうに思います。これをなくすためには、やはり知恵を寄せなければいけないと思います。厳罰化もその方法の一つかも知れません。小宮山議員から、抑止と抑制力の効果があるというふうにもありました。

それはそれとして、先日、川崎市で、大人と子供を巻き込む殺傷事件がありました。私も本当にあのニュースで体が凍るばかりに驚いたわけなんですけれども、こうした事件が相次いでいるわけでありまして。

人を殺傷する、動物を殺傷してしまう、その根本にどういふ心理が働くのか。なぜ人をそういう方向に向かわせてしまうのか。その解決はいかにして導き出されるのか。これは社会全体の課題で

もあります。社会の病理も絡んでくる話でもあります。政治も深くかかわってくるのではないかなと思います。

自分が人として認められていない、社会的孤立感を感じてしまう、憂さ晴らしがしたい、うつぶし晴らしがしたい、いろいろな要素が積み重なって、こうした痛ましい事故とか現象を生んでいるというふうに考えています。一つの解答では得られない難問だと思えますけれども、やはり社会全体の課題として、その社会の病理を正していくことがやはり国会にも求められるんじゃないかなと思います。

通告はいたしておりますけれども、こうした残忍な問題を解決するためにどういふことが求められるのか、提出者の方からお考えを聞かせていただきたいと思っております。

○生方委員 田村議員の御質問の指摘の中で、厳罰化だけすれば防げるものではないというふうな御指摘がございました。確かにそのとおりなんですけれども、今の二年、二百万円以下、前の法律では、物、器物破損よりも罪状が軽いということでございますので、やはりそれは我々は納得ができませんというところで、五年、五百万にした一番大きな目的は、もちろん抑止の効果が多量にあるだろうということ、やはり、警察の力の入れ方も違うのではないかと。二年、二百万ということになりますと、やはり、警察の方も残念ながら余力が入らないかもしれない。でも、五年、五百万ということになりますと、かなり重い罪でございますから、警察の方も力を入れてくれるのではないかと。

今、実際にこうやって虐待が行われているよというふうに出ても、なかなか警察の方も人員が足りるわけではございませんから、適切に対応できるわけではございませんので、厳罰化をすることによって、多分、警察の方もそれなりの人員を整えてくれるものだというふうには期待をいたしておりますので、そうした意味からも、虐待が少なくなっていくのではないかとこのように

に期待をいたしております。

○田村(貴)委員 今の項目、論点についても、私たちが議論をして、そういう方向については基本的に了承したということでありまして。もう一つは、やはり、もつと大きな問題が潜んでいるということも含めて、また考えていかなければいけないというふうなことを考えております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。○秋葉委員長 以上で発言は終了いたしました。お諮りいたします。本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○秋葉委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○秋葉委員長 次に、本法律案の提出に際しまして、とかしきなおみ君外四名から、自由民主党、立憲民主党・無所属フォーラム、国民民主党・無所属クラブ、公明党及び日本共産党の共同提案による動物の愛護及び管理の推進に関する件について決議すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。小宮山泰子君。

○小宮山委員 ただいま議題となりました動物の愛護及び管理の推進に関する件につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

趣旨の説明は、案文を朗読してかえさせていただきます。動物の愛護及び管理の推進に関する件

(案)

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 動物取扱業者による不適正な飼養・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。

二 動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たっては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となるよう、十分な検討を経て、できる限り具体的な基準を設定すること。また、基準の遵守を徹底するため、動物取扱業者への周知や地方自治体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。なお、第一種動物取扱業者の登録又は更新について、立入検査をもって基準の遵守状況の確認を行うことを検討すること。

三 第一種動物取扱業者については、様々な業種について登録制の規制が適用されていることに鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

四 家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知徹底を図るとともに、人獣共通感染症防止や動物の健康や安全の保持等の観点から、触れ合いを含む動物展示施設等の動物に係る飼養管理基準の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

五 第二種動物取扱業者について、地方自治体の譲渡先として譲渡に関わる団体が動物を受

け入れて不適正な飼養管理の状態となる事例も生じていることに鑑み、動物の譲渡に当たって譲渡先団体が受入れ可能か確認するなどの適切な指導が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

六 動物虐待等への対応に当たっては、動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及びそれらの分析・評価を進め、それによって得られた知見を活用した地方自治体職員等の人材育成を支援するとともに、関係機関及び民間の団体等との一層の連携強化を図ることを通じて、その対応を強化すること。また、動物の遺棄・虐待防止のために、動物虐待等の該当性などについて、普及啓発に努めること。

七 特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娯楽、触れ合い等を目的とした飼養・保管を規制する措置も含めた規制の在り方を検討すること。また、飼養施設の強度を担保し逸走防止策を図るだけでなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指導、監視できるように検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

八 本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。

九 所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。

十 地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一

種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。

十一 犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けに当たっては、制度の実効性確保の観点から、犬猫の種類によって扱いに差異を設けることなく、一般飼養者等へのマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発を推進するとともに、各地方自治体や関係機関におけるマイクロチップリーダー等の配備を促進すること。また、マイクロチップ登録情報の一元管理化及び同情報の情報管理の徹底等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

十二 畜産農業に係る動物に関して、本法及び本法の規定により定められた産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知し、遵守を徹底するよう必要な措置を講ずること。

十三 諸外国等におけるアニマルウェルフェア及び脊椎動物の心身の苦痛の感受性に関する調査研究並びに動物の取扱いに係る制度・運用の事例等について、我が国の動物の取扱いに係る制度の在り方の検討に資するよう、情報の収集・整理を精力的に進めること。また、国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である五つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執行を行うよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○秋葉委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○秋葉委員長 起立総員。よって、本動議のとおり決議することに決しました。
この際、ただいまの決議につきまして、政府が

ら発言を求められておりますので、これを許します。原田環境大臣。

○原田国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分に尊重いたしました。関係省庁とも連携を図りつつ、努力してまいる所存でございます。

○秋葉委員長 お諮りいたします。

本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○秋葉委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る六月四日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日

第十五条の二「第三十四条」に改め、「第六節 動物愛護担当職員(第三十四条)」を

「第四章 都道府県等の措置等(第三十五条―第三十七条)」

第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二―第三十九条)」に改める。

第七条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、その飼養し、又は保管する動物について第七項の基準が定められたときは、動物の飼養及び保管については、当該基準によるものとする。

第十條第一項中、「第十二條第一項第七号」を削り、「次項及び第二十四條の二において」を「第二十二條の五を除き、以下」に、「この節及び」を「この節、第三十七條の二第二項第一号及び」に、「第二十五條第四項」を「第二十五條第七項」に改め、同條第二項第六号中「及び次節」を「から第四節まで」に改める。

第十二條第一項第三号及び第四号中「二年」を「五年」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく

は、これにて散会いたします。
午前十一時五十三分散会

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案
動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正) 第一条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に、「第二十六條―第三十三條」を「第二

つた日から五年を経過しない者
第十二條第一項第六号中「又は狂犬病予防法」を「外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九條の七第一項第四号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ)若しくは第五号(動物に係るものに限る。以下この号において同じ)、第七十條第一項第三十六号(同法第四十八條第三項又は第五十二條の規定に基づく命令の規定による承認(動物の輸出又は輸入に係るものに限る)に係る部分に限る。以下この号において同じ)若しくは第七十二條第一項第三号(同法第六十九條の七第一項第四号及び第五号に係る部分に限る)若しくは第五号(同法第七十條第一項第三十六号に係る部分に限る)の規定、狂犬病予防法」に改め、「第二号の規定」の下に、絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の規定、鳥獣

の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定）を加え、「二年」を「五年」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

第十二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認められるに足る相当の理由がある者として環境省令で定める者

第十二条第一項第八号中「役員」の下に「又は環境省令で定める使用人」を加え、同項に次の一号を加える。

九 個人であつて、その環境省令で定める使用人のうちに第一号から第七号の二までのいずれかに該当する者があるもの

第十九条第一項第五号中「第六号から第八号」を「第五号の二から第九号」に改める。

第二十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点から踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 飼養施設等の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項

二 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

三 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

第一類第十一号

環境委員会議録第七号

令和元年五月三十一日

四 動物の疾病等に係る措置に関する事項

五 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

六 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

七 その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項

3 犬猫等販売業者に係る第一項の基準は、できる限り具体的なものでなければならぬ。

第二十一条の四中「対し」の下に「、その事業所において」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（動物に関する帳簿の備付け等）

第二十一条の五 第一種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（次項において「動物販売業者等」という。）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数

三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数

四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数

五 その他環境省令で定める事項

第二十二條第一項中「ため」の下に「、十分

な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから」を加え、同条第一項中「第七号」を「第七号の二」に改め、同条第三項中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

第二十二條の六の見出しを「（犬猫等の検査）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第二十三條第一項中「第二項」を「第四項」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「その勧告に従わない」を「正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者が前二項の期限内これに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第二十三條に次の一項を加える。

5 第一項、第二項及び前項の期限は、三月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第二十四條の二中「。以下この条」の下に「及び第三十七條の二第二項第一号」を加え、同条を第二十四條の二の二とし、第三章第二節中第二十四條の次に次の一条を加える。

（第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等）

第二十四條の二 都道府県知事は、第一種動物取扱業者について、第十三條第一項若しくは第十六條第二項の規定により登録がその効力を失つたとき又は第十九條第一項の規定により登録を取り消したときは、その者に對し、これらの事由が生じた日から二年間は、期限を定めて、動物の不適正な飼養又は保管により動物の健康及び安全が害されること並びに

周辺的生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため必要な勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三條第一項若しくは第十六條第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九條第一項の規定により登録を取り消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第二十四條の四中「第二十一条」の下に「（第三項を除く。）」を加え、「第二十四條の二」を「第二十四條の二の二」に、「第二十四條の四」を「第二十四條の四第一項」に、「又は第二項」を「又は第四項」に改め、「第一項」と

の下に「同条第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第一項」と、同条第五項中「第一項、第二項及び前項」とあるのは「第一項及び前項」と」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者については、第二十一条の五第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、「所有し、若しくは占有した」とあるのは「所有した」と、「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と読み替えるものとする。

第二十五条第四項中「前三項」を「第二項から第五項まで」に、「又は命令」を「命令、報告の徴収又は立入検査」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「多数の」を削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができ、

第三章第五節中第二十六条の前に次の一条を加える。

(特定動物の飼養及び保管の禁止)
第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。)は、飼養又は保管をしてはならない。ただし

し、次条第一項の許可(第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの)を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設(獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設をいう。)において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(以下「特定動物」という。)」を「動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物」に改め、同項ただし書を削る。
第二十七条第一項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
第二十八条第一項中「又は第四号」を削り、同条第三項中「若しくは第三号」を削る。
第二十九条第一号の次に次の一号を加える。
一 飼養又は保管の目的が第二十六条第一項に規定する目的に適合するものでなく

なつたとき。
第二十九条第二号中「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第二十七条第一項第二号」を「第二十七条第一項第三号」に改める。
第三章第六節の節名を削る。
第三十四条を次のように改める。
第三十四条 削除

第三十五条第三項中「第一項本文及び前項」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、第一項ただし書中「犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の他の第七條第四項の規定の趣旨に照らし

て」とあるのは、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の」と読み替えるものとする。
第三十七条第一項中「するように努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条の次に次の章名及び二条を加える。

第四章の二 動物愛護管理センター等(動物愛護管理センター)

第二十七条の二 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 動物愛護管理センターは、次に掲げる業務(中核市及び第三十五条第一項の政令で定める市にあつては、第四号から第六号までに掲げる業務に限る。)を行うものとする。
一 第一種動物取扱業者の登録、第二種動物取扱業者の届出並びに第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者の監督に関すること。

二 動物の飼養又は保管をする者に対する指導、助言、勧告、命令、報告の徴収及び立入検査に関すること。
三 特定動物の飼養又は保管の許可及び監督に関すること。
四 犬及び猫の引取り、譲渡し等に関すること。

五 動物の愛護及び管理に関する広報その他の啓発活動を行うこと。
六 その他動物の愛護及び適正な飼養のために必要な業務を行うこと。

(動物愛護管理担当職員)
第三十七条の三 都道府県等は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員(次項及び第三項並びに第四十一條の四において「動物愛護管理担当職員」という。)を置く。

2 指定都市、中核市及び第三十五条第一項の

政令で定める市以外の市町村(特別区を含む。)は、条例で定めるところにより、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理担当職員を置くよう努めるものとする。

3 動物愛護管理担当職員は、その地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。
第三十八条第一項中「ことができる」を「よう努めるものとする」に改める。

第四十条に次の一項を加える。
3 前項の必要な事項を定めるに当たつては、第一項の方法についての国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない。
第四十一条の二中「ときは」の下に「遅滞なく」を加え、「通報するよう努めなければ」を「通報しなければ」に改める。

第四十一条の四中「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改め、「部局」との下に「畜産、公衆衛生又は福祉に関する業務を担当する地方公共団体の部局」を、「都道府県警察」の下に「及び民間団体」とを、「資する研修の実施」の下に「地域における犬、猫等の動物の適切な管理」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(地方公共団体に対する財政上の措置)
第四十一条の五 国は、第三十五条第八項に定めるもののほか、地方公共団体が動物の愛護及び適正な飼養の推進に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第四十三条中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十七条第一項第一号」を「第二十七条第一項第二号」に、「若しくは第三項」を「若しくは第四項」に改める。
第四十四条第一項中「二年」を「五年」に、「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第二

項中「対し」の下に、「みだりに、その身体に外傷が生ずるおそれのある暴行を加え、又はそのおそれのある行為をさせること」を加え、「酷使し、又は」を「酷使し」に、「拘束する」を「拘束し、又は飼養密度が著しく適正を欠いた状態で愛護動物を飼養し若しくは保管する」に改め、「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加え、同条第三項中「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第四十五条第一号中「第二十六条第一項」を「第二十五条の二」に改め、「許可を受けないで」を削り、同条第三号中「又は第四号」を削る。

第四十六条第四号中「第二十三条第三項を」第二十三条第四項、第二十四条の二第二項に改める。

第四十六条の二中「第二十五条第二項又は第三項」を「第二十五条第三項又は第四項」に改める。

第四十七条第一号中「第二十四条の二」を「第二十四条の二の二」に改め、同条第二号中「第二十一条の六第三項」を「第二十一条の六」に改め、同条第三号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「又は」を「」、第二十四条の二第三項若しくは「」に改め、同条第四号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 第二十五条第五項の規定によ

目次中「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七条の二―第三十九条)」を「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七條の二―第三十九條)」に改める。

三 犬及び猫の登録(第三十九條の二―第三十九條の二十六)」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 犬及び猫の登録
(マイクロチップの装着)

第一類第十一号 環境委員會議録第七号 令和元年五月三十一日

る報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「第四十四条から前条まで」を「次の各号に掲げる規定」に、「次の各号」を「当該各号」に改め、同条第二号中「前三条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

第四十九条第一号中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の五第一項(第二十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

附則第二項を次のように改める。

(指定犬に係る特例)

2 専ら文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十九条第一項の規定により天然記念物として指定された犬(以下この項において「指定犬」という)の繁殖を行う第二十一条の五に規定する犬猫等販売業者(以下この項において「指定犬繁殖販売業者」という)が、犬猫等販売業者以外の者に指定犬を販売する場合における当該指定犬繁殖販売業者に対する同条の規定の適用については、同条中「五十六日」とあるのは、「四十九日」とする。

第二条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を次のように改正する。

「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七條の二―第三十九條)」を「第四章の二 動物愛護管理センター等(第三十七條の二―第三十九條)」に改める。

第三十九条の二 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫を取得した日(生後九

十日以内の犬又は猫を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日)までに、当該犬又は猫にマイクロチップ(犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であつて識別番号(個々の機器を識別するために割り当てられる番号をいう。以下同じ)が電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう)により記録されたもの)のうち、環境省令で定める基準に適合するものをいう。以下同じ)を装着しなければならない。ただし、当該犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき並びにマイクロチップを装着することにより当該犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるとおそれがあるときその他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、この限りでない。

2 犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならない。

(マイクロチップ装着証明書)

第三十九条の三 獣医師は、前条の規定により犬又は猫にマイクロチップを装着しようとする者の依頼を受けて当該犬又は猫にマイクロチップを装着した場合に、当該マイクロチップの識別番号その他環境省令で定める事項を記載した証明書(次項及び第三十九条の五第三項において「マイクロチップ装着証明書」という)を当該犬又は猫の所有者に発行しなければならない。

2 マイクロチップ装着証明書の様式その他の必要な事項は、環境省令で定める。

(取外しの禁止)

第三十九条の四 何人も、犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるとおそれがあるとき

その他の環境省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは除き、当該犬又は猫に装着されているマイクロチップを取り外してはならない。

(登録等)

第三十九条の五 次の各号に掲げる者は、その所有する犬又は猫について、当該各号に定める日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

一 第三十九条の二第一項又は第二項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者 当該マイクロチップを装着した日

二 マイクロチップが装着された犬又は猫であつて、この項の登録(以下この章において単に「登録」という)を受けていないものを取得した犬猫等販売業者 当該犬又は猫を取得した日

2 登録を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地

二 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

3 登録を受けようとする者(第一項第一号に掲げる者に限る)は、前項の申請書に、マイクロチップ装着証明書を添付しなければならない。

4 環境大臣は、登録をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該登録を受けた者に対し、その所有する犬又は猫に関する証明

第一類第十一号 環境委員會議録第七号 令和元年五月三十一日

書(以下この章において「登録証明書」という)を交付しなければならぬ。

5 登録証明書には、環境省令で定める様式に従い、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号その他の環境省令で定める事項を記載するものとする。

6 登録を受けた者は、登録証明書を亡失し、又は登録証明書が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録証明書の再交付を受けることができる。

7 環境大臣は、登録に係る事項を記録し、これを当該登録が行われた日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

8 登録を受けた者は、第二項第一号に掲げる事項その他の環境省令で定める事項に変更を生じたときは、環境省令で定めるところにより、変更を生じた日から三十日を経過する日までに、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

9 登録を受けた犬又は猫の譲渡しは、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならない。

(変更登録)

第三十九条の六 次に掲げる者は、環境省令で定めるところにより、犬又は猫を取得した日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあつては、その譲渡の日)までに変更登録を受けなければならない。

- 一 登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者
- 二 犬猫等販売業者以外の者であつて、登録を受けた犬又は猫を当該犬又は猫に係る登録証明書とともに譲り受けたもの

2 前条第四項から第九項までの規定は、前項の変更登録(以下この章において単に「変更登録」という)について準用する。

(狂犬病予防法の特例)

第三十九条の七 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日(生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日)から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。)の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

3 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項(第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届

け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十九条の七第六項の鑑札」とする。

第三十九条の八 登録を受けた犬又は猫の所有者は、当該犬又は猫が死亡したときその他の環境省令で定める場合に該当するときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(都道府県等の指導及び助言)

第三十九条の九 都道府県等は、第三十九条の二から前条までに規定する措置が適切になされるよう、犬又は猫の所有者に対し、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(指定登録機関の指定)
第三十九条の十 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、第三十九条の五から第三十九条の八までに規定する環境大臣の事務(以下「登録関係事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、環境省令で定めるところにより、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 環境大臣は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、登録関係事務の実施の方法その他の事項についての登録関係事務の実施に関する計画が、登録関係事務の適正かつ確実な実施のために適切なるものであること。

二 前号の登録関係事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 環境大臣は、第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
- 二 登録関係事務以外の業務により登録関係事務を公正に実施することができないおそれがあること。
- 三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。
- 四 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

5 指定登録機関が二以上ある場合には、各指定登録機関は、登録関係事務の適正な実施を確保するため、相互に連携を図らなければならない。

6 指定登録機関が登録関係事務を行う場合における第三十九条の五第一項及び第二項の規定、同条第四項及び第六項から第八項までの規定(第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条の七第一項及び第三項の規定並びに第三十九条の八の規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(指定登録機関の役員及び解任)
第三十九条の十一 指定登録機関の役員を選任及び解任は、環境大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 環境大臣は、指定登録機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第三十九条の十三第一項に規定する登録関係事務規程に違反する行為をしたとき又は登録関係事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機関に対し、当該役員への解任を命ずることができ、
(事業計画の認可等)
第三十九条の十一 指定登録機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（第三十九条の十第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣に提出しなければならない。
(登録関係事務規程)
第三十九条の十三 指定登録機関は、登録関係事務の開始前に、登録関係事務の実施に関する規程（以下「登録関係事務規程」という。）を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録関係事務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。
3 環境大臣は、第一項の認可をした登録関係事務規程が登録関係事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)
第三十九条の十四 指定登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する指定登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(帳簿の備付け等)
第三十九条の十五 指定登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録関係事務に関する事項で環境省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。
(監督命令)
第三十九条の十六 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録関係事務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(報告)
第三十九条の十七 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、環境省令で定めるところにより、指定登録機関に対し、報告をさせることができる。
(立入検査)
第三十九条の十八 環境大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、指定登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(登録関係事務の休廃止)
第三十九条の十九 指定登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)
第三十九条の二十 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。
2 環境大臣は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部又は一部の停止を命ずることができ、
一 第三十九条の十第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
二 第三十九条の十一第二項、第三十九条の十三第三項又は第三十九条の十六の規定による命令に違反したとき。
三 第三十九条の十二又は前条の規定に違反したとき。

四 第三十九条の十三第一項の認可を受けた登録関係事務規程によらないで登録関係事務を行つたとき。
五 次条第一項の条件に違反したとき。
(指定等の条件)
第三十九条の二十一 第三十九条の十第一項、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項又は第三十九条の十九の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(指定登録機関がした処分等に係る審査請求)
第三十九条の二十二 指定登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、審査請求をすることができる。この場合において、環境大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三

項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。
(環境大臣による登録関係事務の実施等)
第三十九条の二十三 環境大臣は、指定登録機関の指定をしたときは、登録関係事務を行わないものとする。

2 環境大臣は、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十九条の二十第二項の規定により指定登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき又は指定登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定登録機関が第三十九条の十九の規定による許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第三十九条の二十の規定により指定を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。
(公示)
第三十九条の二十四 環境大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第三十九条の十第一項の規定による指定をしたとき。
二 第三十九条の十九の規定による許可をしたとき。
三 第三十九条の二十の規定により指定を取り消し、又は登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

全部若しくは一部を自ら行うこととするとき又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(手数料)

第三十九条の二十五 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあつては、指定登録機関)に納めなければならない。

- 一 登録を受けようとする者
二 登録証明書再交付を受けようとする者
三 変更登録を受けようとする者
2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(環境省令への委任)

第三十九条の二十六 この章に規定するもののほか、マイクロチップの装着、登録及び変更登録並びに指定登録機関に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第四十四条の次に次の一条を加える。

第四十四条の二 第三十九条の十四第一項の規定に違反して、登録関係事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条の十五の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
二 第三十九条の十七の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第三十九条の十八第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

四 第三十九条の十九の許可を受けずに登録関係事務の全部を廃止したとき。

第四十八条第二号中「又は第四十六条から前条まで」を「第四十六から第四十七条まで又は前条」に改める。

(動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中動物の愛護及び管理に関する法律第二十一条の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定、同法第二十四条の四の改正規定(「第二十一条」の下に「(第三項を除く。)」を加える部分及び「又は第二項」を「又は第四項」に改める部分に限る。及び同法附則第二項の改正規定並びに第三条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条並びに附則第五条(第四項及び第五項を除く。及び第十条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日
(経過措置)
第二条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第十条第一項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新にあつては、この法

律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした同項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に第一条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「第一条による改正後の法」という。)第十条第一項の登録を受けた者(登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)に対する登録の取消し又は業務の停止の命令に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可(同条第二項第三号の目的が第一項による改正後の法第二十六条第一項に規定する目的(以下この条において「特定目的」という。)であるものを除く。)を受けて行われている特定動物(旧法第二十六条第一項に規定する特定動物をいう。次項において同じ。)の飼養又は保管については、旧法第三章第五節の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際現に旧法第二十六条第一項の許可を受けている者は、特定目的で特定動物の飼養又は保管をする場合に限り、この法律の施行の日(第一条による改正後の法第二十六条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行前にされた旧法第二十六条第二項の申請(同項第三号の目的が特定目的であるものに限る。)は、第一条による改正後の法第二十六条第二項の許可の申請とみなす。

第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップ(第二条の規定による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下この

条において「第二条による改正後の法」という。)第三十九条の二第一項に規定するマイクロチップをいう。次項及び附則第十条において同じ。)が装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者(第二条による改正後の法第十四条第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。次項において同じ。)は、当該犬又は猫について、同号に掲げる規定の施行の日から三十日を経過する日(その日までに当該犬又は猫の譲渡をす

る場合にあつては、その譲渡の日)までに、環境大臣の登録を受けなければならない。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にマイクロチップが装着された犬又は猫の所有者(犬猫等販売業者を除く。)は、環境省令で定めるところにより、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができる。

3 前二項の登録は、第二条による改正後の法第三十九条の五第一項の登録(附則第十条において単に「登録」という。)とみなす。

4 第二条による改正後の法第三十九条の十第一項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行前においても、第二条による改正後の法第三十九条の十第二項から第五項まで、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項、第三十九条の十三第一項及び第二項並びに第三十九条の二十四第一号の規定の例により行うことができる。

5 前項の規定により行った行為は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において、同項に規定する規定により行われたものとみなす。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第八條 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又

は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者（第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。）に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、両生類の販売、展示等の業務の実態等を勘案し、両生類を取り扱う事業に関する規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国は、動物取扱業者による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、動物取扱業者についての規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 国は、多数の動物の飼養又は保管が行われている場合におけるその状況を勘案し、周辺の生活環境の保全等に係る措置の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 国は、愛護動物（第一条による改正後の法第四十四条第四項に規定する愛護動物をいう。）の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めると

きは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十条 国は、マイクロチップの装着を義務付ける対象及び登録を受けることを義務付ける対象の拡大並びにマイクロチップが装着されている犬及び猫であつてその所有者が判明しないものの所有権の扱いについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第十一条 前三条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、第一種動物取扱業者の適正化を図るため、登録拒否事由の追加、遵守すべき基準の具体化、出生後五十六日未満の犬又は猫の引渡し等に関する特例の廃止等により第一種動物取扱業者に係る規制を強化するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、特定動物の飼養及び保管の目的の限定化、犬又は猫についての登録制度の創設等を行い、あわせて愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

令和元年六月十一日印刷

令和元年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P